

厚生文教常任委員会

令和 7 年 6 月 2 0 日

葛 城 市 議 会

厚 生 文 教 常 任 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和7年6月20日（金） 午前9時30分 開会
午後4時28分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委 員 長	杉 本 訓 規
副委員長	坂 本 剛 司
委 員	西 川 善 浩
〃	奥 本 佳 史
〃	松 林 謙 司
〃	川 村 優 子
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	柴 田 三 乃
〃	谷 原 一 安
〃	増 田 順 弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也
市民生活部長	西 川 勝 也
環境課長	吉 田 賢 二
〃 補佐	西 井 満 良
保健福祉部長	中 井 智 恵
社会福祉課長	能 海 正 男
こども未来創造部長	葛 本 章 子
こども未来課長	西 川 修
こども・若者サポートセンター長	川 崎 圭 三
〃 補佐	石 岡 千 寿
こども・若者サポートセンター	
統括臨床心理士	石 田 陽 彦
都市計画課長	村 田 真 也

教育部長	勝 眞 由 美
教育総務課長	葛 本 康 彦
学校教育課長	森 本 欣 樹
学校教育課主幹兼	
学校給食センター所長	油 谷 知 之
学校教育課主幹	札 辻 リ カ
学校教育課長補佐	尾 方 慎太郎
体育振興課長	西 川 好 彦

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米 田 匡 勝
書 記	神 橋 秀 幸
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第47号 葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについて

議第48号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事）

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）部活動の地域展開に関する事項について
- （2）就学前児童の保育と教育に関する事項について
- （3）こども・若者サポートセンターに属する事項について
- （4）葛城市社会福祉協議会に関する事項について
- （5）おひさま堆肥事業に関する事項について

開 会 午前9時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。大変暑い中、ご参集いただきありがとうございます。本日は案件のほうも多くございますけれども、重要案件が多々ありますので、皆さん慎重審議よろしく願いいたします。

委員外議員の紹介をさせていただきます。谷原議員、増田議員。

発言される場合は必ず挙手いただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件についての議事に入ります。

初めに、議第47号、葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長 皆様、おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第47号、葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止をすることについてご説明をさせていただきます。議案書は18ページ、19ページでございます。

今回の条例廃止につきましては、令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流が発生したことにより、国は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要とのことで、宅地造成等規制法を宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に抜本的に改正をされ、令和5年5月26日より施行されております。それを受けまして、奈良県において規制区域の選定が行われ、奈良県全域を規制区域に決定をされました。令和7年5月7日から盛土規制法に基づく規制が開始をされております。葛城市におきましては、平成23年に葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を策定し、規制を行ってききましたが、今回法改正が現行の条例より厳しく、また、内容についても全てを網羅されていることから、今回条例の廃止を行うものでございます。附則といたしまして、施行期日は公布の日からそうでございます。あと、今回の条例の廃止に伴い、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部も併せて改正させていただきます。現行の葛城市盛土条例の第5条に、土地埋立て等審議会が設置をされております。

お手元の新旧対照表をお願いいたします。今回の条例廃止に伴い、報酬及び費用弁償に関する条例の別表46の項を削り、同表の47の項を46の項とし、同表の48の項から55の項までを1項ずつ繰上げを行うものでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明いただきましたけども、大前提として、これ、なぜ厚文なんかというのは説明を先にいただきたいんですけども、その辺、大丈夫ですか。

西川部長。

西川市民生活部長 今、委員長のほうからご質問ございました、なぜこの条例廃止を厚生文教常任委員会で審査するのかということについてご説明をさせていただきます。

当時、山麓地域で盛土行為がされるようになりました。これらの行為についての規制が葛城市ではなく、自然環境の保全の観点から、平成23年に環境課で条例を策定し、規制を行ってまいりました。このようなことから、厚生文教常任委員会でご審議いただくこととなっております。

以上でございます。

杉本委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。土砂盛の規制法の件なんですけども、先ほど部長から説明がありましたが、熱海の土砂災害のときから、結構全国的に厳しくなっているんですけど、葛城市もイエローゾーン、レッドゾーンの見直しも行われたところでありまして、また、土砂盛、葛城市に当たっては宅造区域に全くなってくるというところで、届出等が必要になってくるというところなんですけども、2点あるんですけど、葛城市はもともと条例は定めておりましたけれども、この葛城市の権限、ほかの市町は全部が全部、市を通して土木事務所で県で決裁をするというようなことではなくて、土木事務所に申請を直接出されることもあります。葛城市は、そこで何の権限がまず出てくるのか、葛城市を経由することについて例えば指導を行うことができるのかとか、そういうことについて、まずどこまでの権限を持たせてもらうのかということをお聞かせ願いたいのと、あと、これ、仮置きについても規制がかかってくるんです。仮置きについても規制がかかってきて、それも今現在仮置きされておるところとかに対しての指導なりということというのはできるのかどうか。これ、新たに5月の7日から施行されるんですけど、それ以前にされているところというのはどういう形になるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

杉本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、盛土規制法において、市の権限なりについて説明をさせていただきます。

県の事務の特例で、盛土規制法が市を経由して県のほうに進達をされるということで、そこで市町村長の意見を申出の条項に基づき、市の意見を申し出ることができますので、そちらで生活環境の保全等の条件をつけることができますので、そういうことで市の権限も出てくる場所です。

次に、仮置きについてでございます。盛土規制法で葛城市の対象となっておるところで

も、盛土または切土をする土地の面積が500超で、土砂の仮置きについても、最大に堆積する面積が300平方メートルを超える部分、それと、最大に堆積する面積が500平方メートル超についても規制がかかりますので、同様に市を経由して、県に進達するという、そういう流れになっております。

以上でございます。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 ちょっと補足をさせていただきます。

1点目の葛城市としてはどういう権限を持っておるのかということでございますが、今、お手元にお配りしております資料の2枚目のところのフローチャートにも載っておりますように、まずは造成の予定者が開発行為かどうかということが判断され、開発行為であればそのまま今までどおりの開発の手続を取っていかれます。開発行為ではないということになれば、その下の県の条例に葛城市ということが明記されておりますので、一旦葛城市に申請が上がってまいります。実際今後事務を行っていくのは都市計画課にはなるんですけども、そういうふうな形で現場も確認し、図面等も確認した中で、葛城市のほうから副申という形で意見をつけて、土木事務所に進達をするというような流れになっております。

あと、2点目の仮置場でございますが、これも昨年度、市のほうに、今現在どれだけ把握しておりますかという調査がございました。それを今、県のほうに提出されておりますので、今ある盛土については、一定、県のほうで把握はされております。それで何か問題等があれば、市のほうから県に情報提供を行って、規制の対象にはなるということでございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。葛城市は市で副申をつけて、プラスアルファ、県の指導の前に、県がこうする前に、葛城市としては経過も含めて、やっぱりここはこうしてくださいというような条件もつけられるというところで理解をさせていただきました。

それと、土砂の仮置きについては、一応、今、5月までに一度全部確認をされて、県に出されているというところで、これ、実際僕もそういうなりわいをさせてもらってるもので、5月の25日ですか、二十何日までに、今、規制がかかる対象であるものは届出を出さなあかんということになっておると思うんです。届出を出さなあかんの、その辺、もしかしたら県のほうからも、また指導がかかってくるのかなと思います。

もう一個、その権限についてなんですけど、葛城市は、例えばそこが違反していますよというたときに、立ち入って指導とかができるものなのかというところも、1点お聞かせ願えますでしょうか。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今後の事務手続等につきましては所管が変わりますので、今、私どもではそこまで把握してないのが現状です。

杉本委員長 西川委員、聞かんと、話が進みますか。担当部局が変わるということでしょう。

西川委員 都市計画になるということですね。

杉本委員長 おってもうたほうがいいという感じ。質問が出たからには、休憩しますか。

暫時休憩します。

休 憩 午前9時43分

再 開 午前9時45分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

改めて西川委員、質問をお願いします。

西川委員 すいません。都市計画課に変わるというところで、都市計画課のほうにも来ていただいたんですけど、これから、この規制が、例えば違反をされているとかいったときに、基本は県の決裁にはなってくるんですけども、県の権限になってくると思うんですけど、市としても、そこに対して、市内にある違反をしてるところに対して、指導なり、助言なりをしていけることが、そういう権限があるのかどうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

杉本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 都市計画課の村田です。よろしくお願いいたします。

先ほどの西川委員のご質問ですけれども、違反されてるであろうところに、指導の権限があるかというところなんですけども、先ほど環境課なりからご答弁がありましたように、規制に基づいて、許可申請、盛土についてもございます。そちらの届出等に基づきまして、まずは、意見を付すということがまず1点。

先ほど、問題があるところについて調査したものについて、土木は把握しているということでございますので、そちらに基づいて、一定の指導とか是正勧告というのはされるのかなと思うんですけども、市としまして、違反があるというようなところにつきましては、関係部局と一緒に、県土木について、意見を申し上げるとか、そういうことぐらいになるのかなと思うんですけども、一緒に問題があるところについては、是正とか、そういうところを指導なり、そういうところは必要なのかなと考えているところでございます。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 今のご答弁ですと、間違ったら言うてくださいね、市に直接立ち入って指導する権限はないと。ただ、土木をお願いをして一緒に指導をして、県に言うて指導なり、勧告をすることになると。立入りはできないという理解でよろしいですか。そうなんです。確かに、せやから、これ、いつもあるのは、市が直接なかなか言いにくいところが出てくると思うんですけど、権限がどこにあるかという、これ、今、副申をつけるわけじゃないですか。葛城市はそこに副申をつけたときに、いや、それは葛城市だけの話じゃないですか。だから、そこに対しても言う権利はあるんじゃないかなと僕は思ってるんですけど、その辺が、そやから、ここに葛城市が何でここに経由をして、土木に行って、県の、というところがあるということは、葛城市は副申をつけて、しっかりと規制もかけていきながら、見れるという1つの権利を持ってるんじゃないのかなと思ったので、聞かせてもらったんですけど、これやったら、今の話ですと、ほかの直接土木に申請を出されてるところ、出していくというところと何らあんまり変わらないのかなあというところに思ったので、そういうふうに決まってるやったら、それについては、県の指導であれば、今、ここで葛城市はどうしよ

うもできないかなと思うので、そういうことでよろしいんですね。了解しました。

杉本委員長 今のお話の、そっちはそっちで「はい」と言うんじゃないくて、そのとおりかどうかというのを、1回答弁お願いします。

村田課長。

村田都市計画課長 先ほどの市が許可申請に対して意見ができるかというところなんですけども、先ほどの繰り返しになるんですけども、許可申請については、県に副申するように意見を付すことができるということと、法の第50条に、盛土等に伴う災害の防止に関して県知事に意見を申し出る規定もございますので、その点でもお話はできるのかなという思いはあります。ただ、市町村に権限がありますのは、申請の受理というところまでしかございませんので、その規定に基づく申出等でお話はできるのかなというところでございます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 奈良県がこういうものを決めたので、市の分はもう廃止するという、やろうとしている流れは理解できました。ただ私自身の専門性がないので、そもそも論からお聞きするか分からないんですけども、一番最初は部長のほうから、県のほうでこの規定ができた、県の規制が開始されたということで、これは現行よりも厳しいものであるということがございました。資料もつけていただいているんですけど、その辺が我々まだまだ疎いものがあるので、どういう厳しさが、今まで市でやったものに県の規制はどういう厳しさになっているのかというのを、具体的に教えていただきたいというのが1点です。

それと、2点目の手続の問題、今、西川委員からもありましたけど、これも私、よく存じてないんですけど、県のパンフレットをつけていただいている、許可申請手続のフローチャートがあって、そこに、事務処理の特例に関する条例の市町村かというのがあります。ここにはもちろん葛城市が、奈良市を除く12市が入ってるんですけども、ここに対象になるところとならないところと、何が基準なのかというのを、そもそも論になるんですけど、教えていただきたいと思います。

2点、以上です。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしくお願いいたします。藤井本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、市と県で、今までとどう違うのか、何を基に廃止するのかということなんですけども、今までの葛城市の条例の中では、その行為の面積が1,000平方メートルということになっておりました。それが今回、この葛城市が宅造区域に全域が指定されたこともあって、500平方メートルというような形で、面積要件的には厳しくなっております。今の現行の条例ですと、他法令で行う行為については除外というのが明記されておりましたので、今まで葛城市が規制をさせていただいておるのは農地の形状変更であったりとか、農地法やいろいろな法律に係らない部分だけの規制をしておったんですけども、今回のこの法改正によりまして、仮置きも含めて全ての行為について規制がされることになりましたので、葛

城市の条例よりも厳しい条例となっておりましたので、今回廃止をさせていただくこととなりました。

2つ目のフローのことなんですけども、どういうことで葛城市が入っておるのかということなんですけども、もともと葛城市におきましては、加守の一部が宅造規制区域に指定されておりましたので、今、挙がってる市町村は、今の法以前から宅造の区域に入っておった市町村が明記されてるということで、葛城市も一部だけ入っておりましたので、以前からこの条例の中には葛城市が含まれておったということでございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 説明を聞いてだんだんと、面積要件なんか分かりやすいですね。1,000平方メートルやったのが500平方メートル、面積要件が厳しくなっている、分かりました。その次におっしゃった他の規制、いわゆる農地法とか、その部分についてはそっちを優先したけども、もうそれも関係なく、新しいほうで行くんですよと、こういう説明もございました。文言で言うのは把握したんだけど、じゃあ、実際にこういうケースの場合はこうなりますよという、農地に関する部分だけでいいから、今までは農地法適用でそっちを除外してて、農地法を適用していたというのが、この県のほうでも、なくなるわけですね。今までとは違いますよという、そこだけ教えてくださいませんか。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 農地法だけに捉えますと、農地法4条、5条というのは転用目的でされる行為ですので、どれだけ盛るかとかということについては、農地転用の申請の際に図面等々が明記されますので、そこで審査をされて、これが安全かどうかという審査がされるので、それは除外になっていました。農地の形状変更というのは、葛城市の場合におきましては、届出というような形を取られておりますので、ただ3枚の田んぼを1枚にしますということであれば、農業委員会のほうには届出はせなあきませんけども、それがええとかあかんとかというような許可じゃなかったんで、その中で1メートル以上とか、3メートル、4メートルと盛土された場合に、隣にも影響がある水路等に影響があるということで、そういうことについては、この条例のほうで規制をさせていただいたというのが現状でございます。

杉本委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方、おられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決することにいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第48号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞部長。

勝眞教育部長 おはようございます。教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第48号、工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

本案につきましては、葛城市立新庄小学校の管理棟及び屋内運動場の長寿命化を目的とした改修工事をしようとするものでございます。令和7年5月15日に一般競争入札を実施した結果、6者が応札し、和光建設株式会社が落札しましたので、契約金額9億2,878万2,800円で請負契約を締結しようとするものでございます。詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

杉本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 おはようございます。教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。私のほうから資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、お配りしておりますペーパー資料、紙媒体のほうですが、こちら、入札結果公表書でございますが、この分につきましては、本議案について、議会で可決いただきますと、確定したものといたしまして、公表しようとするものでございますので、よろしくお願いいたします。入札結果公表書のほうですけれども、今回の一般競争入札では、先ほど部長から説明がありましたように、6者に応札をいただきまして、5者が最低制限価格同額であったために、くじにより和光建設株式会社を落札者としております。タブレットのほうには、本議案に係る資料を保存しておりますので、ご確認いただけますでしょうか。

まず、資料は、建設工事請負契約書のかがみ、それから工事の概要、配置図、対象施設の外観写真になりまして、写真のほうは右上のほうに番号を付させていただいております。1番、2番が管理棟校舎に係るもの、3番、4番が屋内運動場に係る外観の写真となっております。

まず1枚目ですが、契約書の内容で、建設工事請負の仮契約を電子契約にて結んでおります。資料に添付はございませんけれども、この契約書の第64条におきまして、この契約書を仮契約として、市議会の議決があったときに、本契約を締結したものとする旨の記載をしております。2枚目が工事概要になります。本工事は、新庄小学校の管理棟及び屋内運動場について、今後も引き続き建物を使用していくために、老朽化しております外装から内装、電気機械設備を含む建物全般を改修するものになります。事業の進め方につきましては、3枚目の配置図のほうでご説明させていただきたいと思います。配置図のほうで黄色く網かけを

しております部分箇所が対象の建物になり、管理棟と屋内運動場を同時に並行して進めていくのではなく、屋内運動場の改修を行った後、仮設校舎を建築し、管理棟の改修、その後、仮設校舎の除却の順に進めてまいります。

まず最初には、資材搬入のために南側の門の一部を解体いたしまして、屋内運動場の改修にかかってまいります。施工中、屋内運動場が使用できなくなりますが、運動会の練習場所の確保をしたいところでございますので、2学期開始から10月中旬の運動会までの期間につきましては、学校の授業に限りまして、安全を確保した上で、アリーナを使用できるようにいたします。屋内運動場の改修は令和8年2月末の完了を見込んでおりまして、令和8年3月の卒業式を、きれいになった屋内運動場で行えるように計画をしております。屋内運動場改修後は、工事箇所を覆います仮囲いを移し替えまして、仮設校舎の建築に移ります。令和8年6月頃からは、管理棟の外部のほうにも着手してまいりまして、令和8年度の夏休みには管理棟の機能を全て仮設校舎へ移します。管理棟を閉鎖しまして、改修を進めてまいりまして、令和9年の1月末には管理棟の改修を完了するものと見込んでおります。その後、引っ越しいたしまして、仮設校舎を除却し、南門を復旧して工事を完了するという計画をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 小学校の、これも債務負担でやられるということですがけれども、ぜひとも小学校もかなり、僕らも卒業式等行かせてもらったときにも、屋内運動場も老朽化しているなというところもかなり見られるし、学校のほうも、今の管理棟のところも校長先生の部屋とかも入らせてもらったりしますが、ずっと僕が通ってたところとは、色の塗り替えとかされたりはしましたが、あまり変わってない、老朽化もしていつてるところで、進めていただきたいなあとというところで、僕、この内容どうのこうのというよりも、なんせ、子どもらがこれ、使いながらやりますので、やっぱり安全にしていきたいと。工程についてもしっかりと密に学校と調整を取って、絶対けががないようにはしていきたいと。ほんで、できるだけスムーズに、今までやってこられた行事も滞りなくできるような体制で現場監督なりには学校のほうからも協議会のほうからも指示をしていただいて、その工程をきちっとつくっていただきたいという、それはお願いをしておくんですけど、契約のことなんですけど、これ、今回、和光建設さんというところが、今、候補者というところになってると思うんですけど、そこは、多分葛城市で恐らく実績がないのかなと思います。一般競争入札やから、それだけの要件を満たしてんやろと思うんですけど、まず実績がないので、どうなんかなというところがまずあるんですけども、それはしっかりと市のほうから指導もしながら進めていきたいんですけど、この契約保証金なんです。契約保証金、大体独自で、市町村でいろいろ決めるんですけど、額プラス、額と、大体ほかのところでも、初めての業者さんとかいったら契約保証金を結構つけられてたりするんですけど、その辺の基準というのが葛城市はど

ういうふうになっているのかというところを教えてくださいなと思うんですけど。

杉本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課、葛本です。お願いいたします。

今、お問い合わせいただきました契約保証金なんですけれども、基本的に葛城市のほうでは、初めて等関係なく、請負金額の100分の10以上の金額を求めさせていただくということで、基本的には10%相当の金額をお願いさせていただいてるところでございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ごめんなさい、僕、勘違いしてました。契約保証金、免除になってると思ったんです。ごめんなさい。せやから、契約保証金はしっかり一応やられるということですね。実績があろうがなかろうが、契約保証金はいただいているという、一旦納めてもらってるということの、今、回答やったということですね。ごめんなさい。僕、契約保証金が免除となってるというふうに勘違いしてました。すいません。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 よろしく申し上げます。この工事の間も学校運営をされていく中で進めていただくんですけども、最初に屋内運動場の工事が始まって、これ、結局、校舎が要するに西側に全部あるわけで、子どもたちの教室は、今、言うてる管理棟からは西になるんですよね。西側から運動場に出ていく動線ですよ。工事がちょうど真ん中に挟まっていくわけですから、随時子どもたちの動線というのは確保されていくと思うんですけども、この図を見る限りは、仮設の校舎も造っていかれる中で、全体に、子どもたちが運動場で遊んだりスポーツをしたりする動線を確保するのに、安全な確保の方法というのをちょっと口頭でも、ここに図面に表すことは難しいので、口頭で説明いただけますか。

杉本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 ご質問ありがとうございます。もちろん児童の安全が第一になりますので、現場に関しましては、仮囲いというもので、2メートルの高さの合板で、工事エリアを囲ってまいります。それぞれのエリアへの出入りにつきましては、当然その工事に合わせて、交通の警備員を置きまして、子どもたちの通行に支障のないようにやってまいります。今、ご心配いただきました部分、特に南棟と書いてあります屋内運動場と管理棟の間の建物が昇降口になっておりますので、そこから運動場に出るラインにつきましては、重点的に都度警備員の配置とか、明確にその通路が分かるようにということを、これも学校のほうとも協議しながら進めさせていただいております。今後も定例の打合せもずっとやってまいりますので、その辺りは綿密に計画をして、安全の確保に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 今の説明、安全を期するということですけども、どんな日も、全ての教室の昇降口がちょうど工事をする間にあるということですので、例えば雨の日とか、そういう安全、足元、十分にその状況というのをイメージしていただいて、子どもたちが、子どもたちって注意して

出ますけども、遊びに夢中になってきたら、本当にここだけがすることのないようにだけ、安全に気をつけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

杉本委員長 これ、ちょっとついでじゃないですけど、仮設のところ、何ぼ出てくるか、この図面では分からないですけども、新庄小学校の運動会ってすごい人が多いじゃないですか。今のお話やったら来年の10月はこれ、建ったままですよ。大丈夫ですか、それ。だいぶ出てきませんか、多分運動場に。

葛本課長。

葛本教育総務課長 ご質問いただいたとおり、令和7年度の運動会というのは運動場でできるんですけども、令和8年度に限っては、仮設校舎があり、かなり狭くなりますので、今、運動会に限ってだけは、この学校で実施が難しいということは考えております。

杉本委員長 ほかにございませんか。

坂本副委員長。

坂本副委員長 よろしくをお願いします。新庄小学校の今、工事をされる管理棟、屋内運動場、先ほど西川委員が言われたように、昔からあまり変わってないと思うんですけども、建てられてから、私の記憶でも私が小学校に在学してたときから、この写真を見てもそう変わってないような印象を受けます。建ってからどれぐらい経って、それからその間にこの長寿命化に関するような工事は今までされたことがあるのか。といいますのは、今回8億4,400万というような高額な費用をかけて長寿命化工事をされるので、今まで、この期間で、そういった触られたことがあるのかどうか、教えていただきたいなと思います。

杉本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 ご質問ありがとうございます。

まず、管理棟につきましては、もう建築から50年以上経過をしております。改修履歴といたしましては、昭和60年に大きな改修、それから昭和60年と平成5年にも一部の改修が入っております。その後平成16年には建物全体の耐震改修ということで改修は入っております。改修履歴としては、一応以上になります。特に今回はより長く使っていくということで、今までの改修では触れてなかった設備の部分も含めまして、全てを改修をかけていこうというものになっておりますので、よろしくお願いいたします。

杉本委員長 坂本副委員長。

坂本副委員長 ありがとうございます。今まで触ってなかったところを今回直すんやと、そういうお話で、金額も8億を超えるような、そういう金額ですので、もうこの際、徹底的に長寿命化、きれいに改修していただければと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の坂本委員の関連で、確認だけしておきたいんですが、前回白鳳中学校の、この辺の長寿命化の改修工事に当たって、次々と工事を進めるに当たって、ちょっと予定にし得ないところが出てきまして、追加の費用が発生したということがございました。その原因としては、

施工当時の会社がもう存在しなくて、躯体の中身が全然分からなかった。分からない状況で開けてみて初めて分かったということがあったんですけども、今の話では、管理棟に限っては昭和60年、平成5年に改修してるということなので、ある程度把握されてると思うんですけど、もう一度そこだけ確認しておきたいんです。それと屋内運動場についてのところで、その辺の中の内部的なところ、建設当時の状況というのはある程度把握されてて、この辺の積算が、一応ちゃんといわれてるかどうかを一応確認だけしておきます。

杉本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 ご質問ありがとうございます。

まず、建物の今現在の劣化状況につきましては、当然計画の段階で見える範囲につきましては、目視点検のほう、確認させていただいております。今、見ている範囲につきましては、悪い箇所がないというのを確認させていただいておりますので、一応その内容での計画を進めております。それ以上のことになると、破壊して検査する以外方法がないので、今はそういった段階でさせていただいております。また、これは体育館についても同じような形で、そういった確認をして工事の計画を進めさせていただいてるところでございます。以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。前回のことがあったので、その辺は前もってある程度見ていらっしやと思いますので、よろしく願いしておきます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 工事契約の審議ということですから、契約そのものについて私が質問することはないです。この機会しかないのでお尋ねしておきたいと思います。先ほどお答えにあったように私がちょうど在学中にこの工事、今の管理棟とかができて、思い出すと私らは木造校舎のときに入って、卒業するときにこの管理棟ができてたという、さっきから言うてあるように、工事期間中、危ない、危ないという中で、あっち行ったらあかんよ、こっち行ったらあかんよというような時代に、私らがこう言っていたのを思い出しました。かわいらしいときでしたね。

それで聞きたいのは、今、小学校150周年記念の予定を皆進められてると思います。これ、令和9年3月完成ということで、いわゆる150周年記念、各市内の小学校、みんなそれぞればらばらやと思うんですけども、それに間に合うと思ってるんですけど、それとの時期的なもの、それをちょっとお尋ねしておきたいというのと、2点目が、やっぱり体育館ということになると、避難所として使ってるわけですね。その期間の避難所、前回でしたら、いきいきセンターを工事する場合は、どこかに避難所を設定するとかいうのもございました。それはどう考えられてるのかというのが2点目です。

3点目、ここ小学校は運動場を通過して、南門と東門とから子どもたちが出入りする。この門の使用の仕方は、これは今と同じようにされるのか、工事期間中、いわゆる規制とかをかけたりするとか、新しい門を造るとか、考えられてるのかという、別にそなんせんでもえ

えねんという答えだろうかと思いますが、この3点、確認だけしておきたいと思います。

杉本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 ご質問ありがとうございます。

まず、150周年のほうのお話につきましては、一応当初に実行委員会、立ち上がる前なんですけども、お話をさせていただきまして、その結果、今の我々のこの工事改修の計画をまず、優先的に考えてほしいということでお話を頂戴いたしました。計画につきましては、一旦こういう形になるというお声かけはさせていただいておりまして、こちらの流れに合わせていろんな計画を進めていただけるということで、今はお話しさせていただいているところでございます。また、今後もこの計画、詳細が決まっていくたびに、その辺りは連携を取らせていただいて、検討していただくというふうに思っております。

次に、2点目の避難所の関係になるんですけども、すいません、これはもういずれにしても、その間だけはここは使えなくなるというところで、一つそこを生活安全課のほうと、今、もう少し詰めさせていただくようにいたしますので、私の今の段階でそこまでお答えする内容を持たせていただいておりますので、すいません。

あと、3点目の通学のほうなんですけど、これにつきましては、東門、南門、それぞれ現行どおり使います。東門のほうは特に、特段の影響がないなと思っております、南門のほうは工事車両の進入路にもなっておりますので、当然、朝の登校の時間は時間帯をずらすとともに、下校に際しましてもその時間を共有いたしまして、配慮してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 契約に関係ないことなんですけども、そういうふうに進めていただいたらいいと思うのと、最後に1つお願いしておきたいことがございます。

私、自分が在学しているときに工事をされていまして、事故があったんですよ。教室を破壊するというてええんか、鉄柱みたいなのが入ってきて、ピアノとかを破壊する、教室のピアノやったんかオルガンやったんか忘れちゃったけど、私そのとき授業を受けてて、私らの年代の人はそれをみんな覚えてると思うけど、今でも脳裏から離れない怖さというのは、授業中にどーんと来て、車が突っ込んできたようなものですわ。だから、そういうのであると、ほんまにもう50年以上前の話ですけど、まだいまだに覚えているものでございます。そんな人、多いと思いますよ。できるだけ、できるだけというより、絶対ないように努めていただきたいと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 藤井本委員の南門の朝の登下校のときの対策として、ここ、道狭いんですよね、とても。

登下校の間、ほかの学校もいろんな学童の建設、保育所等の給食とかの管理棟の話もこれまでも出ましたが、今、言ってる子どもの登下校する間の時間というのは、工事車両を規制するのか、ちょっとそこだけ確認させていただきたい。

杉本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 ご質問ありがとうございます。

当然、現場の道は大変狭くございますし、そういったことは重々理解しておりますので、また、そこは完全に時間帯を避けて行動するような形を取らせていただくようにしておりますので、よろしくお願いいたします。

杉本委員長 ほかにございませんか。

これ、すいません、空調設備って書いてあるんですけど、屋内運動場の空調設備もいじるんですか。

葛本課長。

葛本教育総務課長 屋内運動場のいわゆるエアコンという設備は、今回の工事は見込んでおりませんでして、また、次、計画のほうで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

杉本委員長 一気にやったらええのにね。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方、おられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、1、部活動の地域展開に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告をお願いいたします。

森本課長。

森本学校教育課長 おはようございます。学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、部活動の地域展開につきまして、令和7年度及び令和8年度以降に向けました方針を3月の本委員会でもお示しさせていただいておりますけれど、今回はその後の進捗についてご報告いたします。

まず、資料1をご参照ください。こちらは以前にもご覧いただいておりますけれど、令和6年度に策定した基本方針の一部を見直し、新たに葛城市学校部活動の地域展開に関する基本方針として策定をしております。地域移行という表現は地域展開へ変更し、あと基本方針案としていたものから案を取ったものとなっております。さらに、より具体的な運用の指針といたしまして、葛城市地域クラブ活動ガイドラインを制定し、現在運用を進めております。こちらは資料の2としてご提出をさせていただいております。

続きまして、令和7年度の地域展開の進捗についてご説明いたします。資料の3をご覧ください。こちらにつきましては、令和6年度には地域クラブとして相撲とコーラス部の活動を開始いたしましたけれど、今年度からは新たに6つのクラブが加わる予定でございます。具体的には新庄中学校の柔道部、ソフトテニス部、それから白鳳中学校の卓球部、バトミントン部、野球部、両校の合同のクラブといたしまして、ソフトボール部、これらの部活動を地域クラブとして展開する背景には専門的な指導者が確保できたことに加えまして、生徒の多様な活動の機会を広げる目的がございます。これまで参加できなかった生徒も対象に含めることで、より多くの生徒が活動に参加できるようになると考えております。これらの地域クラブは今の現3年生が引退した後の新チームから本格的に活動を開始する予定で、現在は休日の活動において地域の指導者が教員の顧問と連携をして指導に当たっております。

最後になりますけれど、指導者人材バンクの登録の状況でございますけれど、前回報告させていただいて以降、新たに5名が増えまして、現在21名となっております。今後も指導者の不足している種目を中心に、引き続きまして、積極的に確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、報告いたします。

杉本委員長 ただいまご説明いただきましたけれども、何か質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 報告ありがとうございます。新たに部活動の地域展開に進むクラブが、柔道部、新庄中学校、せやから対象は新庄中学白鳳中学両方で柔道部と。それと、卓球部、これについては対象が白鳳中学だけなんですね、今のところ。ほんでソフトボール部については、これは、せやから今現在ソフトボール部というのがないのかなと思うんですけど、新たに募集をかけていくというところで、理解をしました。まだまだこの地域クラブ、令和8年度に移行するという中で、やっぱり手探りの状態ではあるんですけど、まだメインとなるクラブについても、メインというたらおかしいですね、結構、まだ例えばサッカーであるとか、バスケット、野球であるとかということもまだ検討をしていってる段階やと、外部指導員の問題もあって、先ほど人材バンクも21名登録はあるけれども、なかなかそれに合ったという方がいないということも実情なんかなと思います。でも、そう言うても止まってられへんので、この部活動に対して生徒、要は子どもにやはり不自由な思いをかけるということは、これ、はっきり言って大人の事情やと思っているんです、僕の中では。それで子どもらがスポーツをする機会を失くすというのはやはりいかなものかというところでありますので、ほかのクラブについても、もうほんま時間ないと思うんです。そこについても進めていっていただ

きたいというところでございます。

質問は、昨年度からやられてる相撲とコーラス、これについて、今、どういう形で生徒、部員が何人ぐらいおられるかというのと、進捗、スムーズに行われているのかというところ、今、これ、実証でやられてると思うんですけど、スムーズに今、進められているかというところをお聞かせ願えますでしょうか。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

今のご質問で、昨年から設置しているクラブの現状ということでございますけれども、相撲部につきましては、体験入部だけで、実際の入部の方はおられなかった状況でございます。コーラス部のほうにつきましては、中学生が1名おられて、小学生と一緒に今、活動しているような状況となっております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 こうやって、部活動だよりということで、改革だよりということで、僕も保護者ですので、見させてもらってます、出るときにね。やっぱりこうやって、啓発をいろいろしていただいているんですけど、なかなか保護者に対して浸透してないんじゃないかなあというところが僕、実感なんです。こうやって改革だよりとして出していただいているんですけど、興味がある方は見られてると思うんですけど、実際それをしっかり受け取って、本当にクラブどうするとか、まだ子どもらとそういう話をされているところというのはあんまり聞かないんですわ。せやから、やっぱりその辺というのも、しっかりと、もう部活動がほぼ地域に移行していくか、外部指導員でやっていくとき、これは外部指導員の確保の問題はありますよ、ありますけど、やる場所とかにしたって、中学校のどっちでやるねんとか、その辺もあると思うので、これ、あまりまだ実感として保護者のほうには伝わってないんじゃないかなという、僕は感じておるところなんです。ですので、当たり前、まだ中学校入ったら部活あるんやなというふうに思われてる方も多分結構おられると思うので、この辺については、やっぱり学校の先生とかも啓発というか、こういう形、言いにくいというか、生徒に言ってもなかなか伝わらへんので、どういうふうに保護者の方に伝えていくかというところをしっかりと考えていただきたいなというところでございます。

もう一個質問なんですけど、外部指導員の状況については、今、どういうことになってるかというのを聞かせ願えますか。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

外部指導員の方につきましては、競技団体の指導者の方、それからスポーツ少年団の指導もしていた方、それから教職員の方、そういう方が、競技歴があって、あとその中で指導力のある方もおられるような状況となっております。

以上です。

杉本委員長 いや、西川委員は質問されなかったですけども、肌感として、今、中学校のリアルな中学校の親御さんにも伝わってないし、これから今、5年生、6年生の方の親御さんにも、こ

れ、今後のことなので伝えていかなあかんわけなんですけど、西川委員は、肌感として広がってないんじゃないの、その肌感を、危機じゃないですけど、感じておられますかと、それに対してどういうふうに対応されますかというのは質問されてないんですけど、一旦教えてください。

森本課長。

森本学校教育課長 すいません。その点につきましては、今年新たに8月から実施していく予定の種目につきましては、7月中にまた体験会、保護者の方にも実際に指導の状況を見てもらう機会も設けようと考えております。それらを通じまして啓発というんですか、進めていきたいと思っております。

(「もう一回質問いいですか」の声あり)

杉本委員長 はい、どうぞ。

(「外部指導員の状況を聞いたんですけど、要は、そういう方がいらっしゃいます、なんですけど、確保ができてくのかというのが」の声あり)

杉本委員長 確保の状況ですよ、これからの状況も踏まえ。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

いろんな種目の中で、もちろんめどが立ってきている種目もあるんですけど、やっぱりまだめどが立ってこないなという種目も実情はございます。そのほうにつきましては、これからは人材バンクの登録の啓発を行うとともに、近隣のところの状況も精査させていただいて、ほかの市町村のところに登録している方がおられないとか、そういうのも見させていただいて、あと、県のほうでも人材バンクがありますので、それも活用させていただきまして、確保に努めていきたいと考えております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 苦勞されているんです、ここ。分かるんです。ただ、この外部指導員に今、登録というか、申込みをされている方を直接知っているんです。これ、もう半年以上、多分もっと前になるかなと思う、結構前にもう募集をされてるんですけど、その方に一向に何の連絡もないと。その方、何かもう忘れてんねんみたいな感じなんです。せやから、そこはちゃんとフォローせなあかんと思いますよ。何の連絡もないんですと言うんです。やっぱり、せやから苦勞されて、やれんのは分かるけど、まだ待つてくださいますか、恐らくその要件に合うか合わないというのもあるわけじゃないですか。せやから、そういう状況をちゃんと申込みをされた方に伝えやなあかん、これは。僕に聞かれても分からんからなと思ったからね。せやから、それは直接申込みをされてる方から、今、お話をされたので伝えますけど、そこについては、言い方悪いけど、今、いっぱいいいっぱいな、やっぱりこうやって過渡期です、やっていくとき。それもすぐく分かりますし、ただそこに、今、意欲を持って外部指導として申込みをされた方に対して、どうなっているかという状況ぐらいはちゃんと話をせなあかんと思う。せやから、それをちょっとお願いはしておきます。

以上です。

杉本委員長 一言、そんなことがあるんやったら改善しなあかんなという意見で言われてたと。あともう一つだけ、ごめんなさい。さっきも言ったんですけど、これ、小学校の子どもたちにも関係あることじゃないですか。今、これ、こういう案内というのはどこに出してんのか、僕、小学校で聞いたことないんですけど、そこの広報のやり方というのも変えていかな、来年、再来年、もちろん子どもらに関係あることなので、中学校だけですよ、多分。小学校もやってる、その辺もお願いしますか。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

保護者への案内というのは小学校のほうにも、保護者の方には配信をさせていただいております。

登録されたという、全然うちのほうから連絡がないという点につきましては、今まではマッチングがあった方には連絡を取っていたんですけど、その辺はまた改善していきたいと。

(「それは当たり前やろ」の声あり)

森本学校教育課長 申し訳ございません。

杉本委員長 どういうこと。もう改善してくださいね。しつこく聞かないです。

ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 今、見てますと、部活動改革ということで、これ、見てると、主にスポーツ系、コーラスは入っているんですけど、文化系のほうとかそういうことは考えておられるのでしょうか。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

ただいまのご質問で、この部活動につきましては休日の部分での移行というところで、休日に活動されてる文化部については吹奏楽だけで、そちらのほうはまだ移行がまだできていない状況でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 吹奏楽もあれば、僕が中学校のときは鉄道の関係とか、いろいろあったりしたんです。そういう部分というのは、また今後考えていただけるということですか。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 もちろん中学校の部活動として、文化部、美術部とか書道とか、ホームメイキング部とか、ほかにもあるんですけど、休日に活動されているのが吹奏楽だけという状況でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 休日に活動されているというところを主体として、休日以外のところは考えておられない。

杉本委員長 対象がそこなんです。

松林委員 対象がそこやと。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、(1)部活動の地域展開に関する事項については、以上といたします。

ちょっと一回休憩を入れます。

暫時休憩いたします。

再開時間は10時50分をお願いいたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時50分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、(2)就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。

直近の保育所入所申込状況について理事者よりご報告をお願いいたします。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

保育施設の待機の状況についてご報告をさせていただきます。

まず、令和7年6月1日現在の市外への委託や待機を含めた保育施設へ入所されている方、入所を希望されておられる方の児童数は1,206名おられます。そのうちですが、待機児童につきましては、4月時点と比較して、全体の増減はなく、29名となっております。内数になりますが、通常待機が2名、特定待機が27名となっております。

以上が、直近の待機児童の報告となります。どうぞよろしくお願いいたします。

杉本委員長 ただいまご説明いただいた件で、何か質問等ございませんか。

僕、ちょっと前に提案させてもうたんですけども、一旦全部、今年の待機は関係なしに、申込書を全部市で管理したらいいんじゃないのと言ってるんですけど、その辺の動きとかって、来年度に向けて何かありますか。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今、委員長からお問い合わせいただきました来年度の入所のまず、申込みの方法等に当たりましては、今月の末になりますが、民間保育園の園長先生方とお集まりいただいて、来年度の申込みの方法につきまして、ご検討はさせていただこうと思っておりますので、今現在まだこうします、ああしますというような形の結果は出ておりませんが、そういうふうな話合いを持つ場は設ける予定をしております。

以上です。

杉本委員長 よろしく願いしておきます。

ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 最近の状況ということで、確認をさせていただきます。保育所の入所に関しては本当に待機解消のために一生懸命やっていたらいい。このために必要な人材確保というのが保育士であるわけですけども、保育士の確保の状況、1点目、2点目は、それに関わってくると思うんですけども、一時預かり、この状況を教えていただきたいと思います。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今現在の保育士の確保の状況にございますが、まず、派遣保育士にお願いしているところもございますけども、ハローワークやホームページを通じて採用を行っております。人事課では新規採用も積極的に行っていただいておりますし、また、保育士資格を持っていても、実際保育施設や社会福祉施設等で働かれていない潜在保育士の方もおられますので、そのような方々を対象にした研修の事業も、現在やっております。ほかにも、民間保育士や保育教諭を対象とした育成助成の実施や、令和6年度には、保護者の利便性や業務負担軽減のために、公立保育施設の現場の業務時間短縮や負担軽減を後押しできるような援護システムの導入もいたしました。こうした離職や転職を抑える手だても行いながら、でき得る策を今後も検討してまいりたいと考えております。また、医療的ケアを必要とする児童に対するための看護師確保についても、引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

2点目の一時預かりについてでございますが、こちらのほうにつきましては、現在民間の保育園、華表保育園、それから當麻せいか子ども園、公立におきましては、磐城第2保育所について行っております。今のところ、目立って受け入れられないとかというようなお話はいただいておりますが、これに付け加えまして、今年度こども誰でも通園制度というような形で試行的な試みを民間保育園では考えておられますので、引き続き、動向、様子を見てまいりたいと思います。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 ご答弁ありがとうございます。なかなか保育士の確保、潤沢にというわけにはいかないんですが、保育士の負担軽減というところと、逆の弾力運用というところが、今、どのぐらいされているのかというところと、保育士の負担軽減というのをあえてどのようにしていくのかということについての、何か研修等、効率的な業務改善を目指して、どういうことを導入しているのか、そういった事例があれば教えていただきたいと思います。

それから、一時預かり、以前のことを思うと、ニーズにもよるんですけども、今回、全体的なニーズはどれぐらいかというのは答弁をいただいてないので、その人数のことも教えていただきたいと思います。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来部の西川でございます。

まず最初に、一時保育のニーズを先にお答えさせてもらいたいと思います。ニーズにつきましては、今、数字を手元に持っておりませんので、また改めてご報告をさせていただければと思っております。

それと、弾力運用についてのお問いでございます。それぞれ民間保育園、公立保育所ともに、定員内で収まっているところもございますが、園によりましては、それ以上の受入れをしているところもございます。例えばですが、現在、磐城第2保育所では、定員200名のところ、6月1日現在の入所者数は211名おられます。民間の保育園でも、定員120のところ、

120を超えて受け入れられてるところもございますし、それ以外ではございますけども、認定こども園におきましては定員の中には収まっておりますが、それでも、今、いっぱいいっぱい状況かなというふうに思っております。もちろんお問い合わせいただきました先生方のご負担というのももちろんありますが、そのご負担のところと、あと、保育所に入りたいところをどのような形でうまく折り合いをつけていくのかというところが、大変難しいところかなと思います。入所ができて、なかなか手が回らないということがあってはなりませんので、その辺のところは慎重に考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 弾力運用、ちょっとましになったんじゃないんですかね。前はもっと弾力運用をされるそのパーセンテージというか、大きかったと思うんですけど、それだけ受け入れる箱が大きくなったということで、解消できたのかな、それはよかったのか、いいのかなと。まだそれでも多少の弾力運用はされている。私立は、今、ちょっと超えていますと言うけども、今、言う答弁のレベルやったら、少なくなってきたのかなというふうに思います。

あと保育士の働きやすさ、葛城市の保育士が来てくれるということを促すために、その言うてる働きやすい環境かというところが大きいと思うんですけど、難しいですね。でも弾力運用で、かなり無理があると、非常に無理があるというなら、やっぱり保育士をもっとたくさん確保していかなあきませんけど、その中で、少しでも働きやすいという、何かいろいろとIT化した分、そういう仕事上、さっきその答弁はなかったんですけども、改善していく業務ということに、効率性が高められて、保育者の負担というのが軽減されたというのはあったの違うかなと思うんですけども、答弁がもしあるんやったら。

杉本委員長 弾力運用がましになったんかと、今の2つは答えてください。

川村委員 業務効率の改善によってそういうことがよくなったのか、環境がよくなったのかということをご教えてください。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、弾力運用につきましては、いつときの数多くの方を受け入れてるという状況ではないとは思いますが、年度途中におきましては、ゼロ歳児の方の出生に伴いまして、入所を希望される方も徐々に出てくると思いますので、このまま収まっていくのか、年度途中ではしばらく増えてくるのではないかなというふうには考えております。

それからICTの導入によって保育士の負担軽減がどれぐらいであったのかということですが、今、登園と下園、登下校といいますか、保護者の方々がスマートフォンを持ちまして、iPadに向かってタッチするような形で完了しております。今まででしたら、先生方がそれぞれ点呼するような形を取ってございましたけども、そういうような形の効率化も含め、あるいは延長保育、一時保育といいますか延長保育、そのような方の申込みもICTの自分の端末からできるようになっております。また、出欠の状況もその端末から送れるような形になっておりますので、聞いておりますのは、朝方の電話による問合せ等は少し少

なくなったというふうに聞いておりますが、なんせ導入いたしまして、まだしばらく、まだ半年もたっていないような状況ですので、これから更にどういう形でＩＣＴが業務効率化につなげていけるのかも模索していきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 工夫していただいてる、庁内全体、ＤＸの進んでいってるということで、保育現場でも、そういったものを取り入れていただいて、保育士の煩雑な業務を少しでも軽減していただくということ。それも葛城市だけでなくほかにもまたやってると思うんですけど、それでも葛城市の保育士で希望して入っていただけるという環境づくり、これが一番大事なので、保育士確保に引き続き努力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 ご報告ありがとうございます。待機についても、やはり特定待機については、まだちょっとあるとは思いますが、改善をされていってるんじゃないかなと。やっぱり認定こども園等々、やはりその辺の効果がでてくるのかなと思うんですけど、聞いたのは、小規模保育、今、當麻地区と新庄地区と２つあると思うんですけど、これの定員なんですけど、今、１９名、基本は１９名定員マックスでいけると思うんですけど、その辺のまず状況を教えていただきたいというのと、あと、これも市民の方からお話があったんですけども、特定待機ではないんですけど、お兄ちゃんが違う保育園に通ってて、弟さんが違う保育園に通ってると。やはり待機ではない、保育園とかそういう小規模保育も含めて、ばらばらに行かせてるんですけど、これって待機にはならないんですよ、保育で行ってるから。でも、やはり一緒に、親も手間ですし、違うところに両方送らんならんみたいな。そういうことを、僕は人からしか聞いてないんですけど、そういうお話が現在あるのかどうかというのをお聞かせ願いたいなと思います。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、１つ目のお問い合わせの小規模保育所の状況についてでございます。先ほど西川委員おっしゃっていただいたとおり、定員は１９名となっております。新庄地区に新庄せいかナーサリー、當麻地区にアートチャイルドケアの小規模保育所がございますが、現在、當麻地区のアートチャイルドのほうでは入所者は１７名おられますが、これ以降入所を希望される方、既に聞いておりますので、間もなくこちら１９名いっぱいになると思います。新庄せいかナーサリーのほうにつきましては、こちらのほうは１９名いっぱい、運営しているような状況でございます。

２点目の兄弟入所についてでございますけども、おっしゃっていただいとおり、兄弟それぞれ別のところに通われてるという状況は確かにございます。もちろん保護者のご都合を考えれば、１か所のところに送り迎えできればいいんですけども、その年齢がうまく２つ、年齢層が空いてるところに入れるという状況もなかなか難しいときもございますが、次年度以降継続をご希望される方につきましては、その点も考慮したような形で受入れはしていけ

ればというふうには思っております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 アートチャイルドのほうも、もう定員、19名満たしていくということで、僕も定員がアートチャイルドのほうは、今、割れてるということを聞いてたので、ほんだら、その分、割れることということに関しては、いいんか悪いんか分からないですよ。やっぱりそれだけゼロ歳から2歳がそのまま入っていただけるような状況になっているというふうに考えるのがええんか、そこなんですけど。でも、どっちにしても19名入られるということやから、まだまだゼロから2歳というところの児童というのは受入先というのが、保育園とか認定こども園ではなかなかまだ足りてないなというところで、葛城市、評価するのは、いち早くこれ、小規模をやられたので、いち早くというか、早めにやられてると思います。そやからその辺については、対策を結構されていっていたんかなと思うので、その辺については評価をさせていただきます。

ほんで、兄弟入園、これ、何か仕組みを、やっぱり同じところに通わせたりたいというのは、親心にしたらそのとおりだと思うんです。だから、何か優先的に行けるようなことをつけるとか、そういうところはちょっと配慮をしてあげたほうがいいんじゃないかなと。その民間さんのところにどこまで踏み込めるかというのは別の話になってくんのかもしれないけど、市としてもやはりそういうところは考えていっていただけたほうがいいんじゃないかなあというふうに感じてるところでございますので、その辺も、一度検討していただけたらと思います。

以上です。

杉本委員長 だから、市が1回全部見て、入所申込みとか管理したほうがいいんじゃないかというのが僕の意見プラス、1年目は致し方ないと思うんです、ある程度。僕も聞いています、兄弟別で送ってるお母さんを知ってます。これ、2年連続その状況というのはあるんですか。2年目はちゃんと改善されますやったら、まだ分からんでもないんですよ、僕。1年だけ我慢してよという、その代わり来年は同じところに入れるように、市としてもやっていくというスタンスでやっていただきたいんですけど、僕は。これ、2年連続同じように違う保育所へ送ってるお母さん、お父さんっておられるんですか。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

2年連続になっておられるご家庭がどれぐらいあるかという確かな数値は、今、手元にはないんですけども、一度入所されて、転園ではなくて継続をご希望されるという、あえて希望されるという方も中にはやっぱりおられるとは思いますが。それと、兄弟そろって入所できるような、1年目はちょっと難しかったけども、2年目はできるような、いわゆる加点、優先的に入れるかどうかまで、届くかどうかは別として、そういうふうな加点も入所の審査の中にはございますので、そのような形で、できる限りご兄弟が一緒のところに通えるような方法というものは設けているような状況ではございます。

以上です。

杉本委員長 加点はあるから、できるだけいくんやけど、その中でも2年、希望される方以外、行きたいところ、一緒に行きたいねんけど行かれへんかった方がおられるのかって、1回調べといてください。そこは何か問題があるからそうなるような気がしてしゃあないので、お願いしときます。

ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 確認させていただきます。まず、これまで保育士の処遇改善による保育士並びに看護師確保に向けて、かなりいろいろ手厚い施策をやっていただいております。それは一定の道筋がついてるんですけども、今現状、保育現場で起こってる更なる次の問題として、実は、調理師と運転士の確保がままならない状況になってきてる、要するに労働単価の問題もあるんですけども、保育士のほうは一定の賃金の改善もあって確保しやすくなってるけども、実際のところ、調理師と運転士の確保がボトルネックとなって、弾力運用にもなかなか踏み込めないというのが出始めてるということについて、まず、そこを認識されてるのか、認識されてるのであれば、今後何かそれに対する対応を考えていらっしゃるのか、この2点をお願いします。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、今、奥本委員おっしゃっていただきました調理師並びに運転士等の確保が難しくなっているというような状況は、民間保育園のほうからもお声はいただいております。昨今の最低賃金の上昇等もありますので、ほかのところに行ったほうが賃金が高いというような場合の引き止めが難しいというようなお話もございます。民間保育士の方々に対しては、県の補助事業を使いまして、月の給与単価で上乘せするというような形はさせていただいておりますが、県の補助に乗っております以上、保育士の方を対象にしたというような限定になっております。いわゆるその事務の方、給食調理員の方というようなところの手厚い補助といたしますか、それはまだ現在、県のほうでも補助事業としてはございませんので、それに倣えというような形を取っておりますが、今後どのような形になっていくかは分かりませんが、そのような県への補助要望等はもちろんしてまいりたいというふうに考えておりますし、全くそのような声が届いていない、把握していないというわけではございませんので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 一応把握されているということで、認識しました。これ、どこもまだ対応してないんです。恐らく次のステップとして、前の保育士確保でいろいろ行政サイドでスタートラインが異なっていましたけども、次に来るのは恐らくこれなんですよね。ですから、その辺、いち早く対応して、せっかく保育の余力があるのに、これがネックとなって、なかなか受入れを増やすことできないというふうにならないように、また、情報収集も含めて、対応を考えていってください。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、(2) 就学前児童の保育と教育に関する事項については、以上といたします。

次に、(3) こども・若者サポートセンターに属する事項についてを議題といたします。

この件では、去る5月29日開催いたしました厚生文教常任委員会におきまして、報告を求めました各種データの数値について、また、委員会中に話題になりました療育の受給者証の発行に際して、医師の診断以外にも心理士の意見書でも対応できる自治体もある件について、他市の基準を研究されるということでしたけれども、その後の状況について、理事者より報告をお願いします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

ただいま委員長からご説明いただきましたように、去る5月29日にございました厚生文教常任委員会におきまして、報告を求められました各種データにつきましてご説明させていただきます。

お手元の令和7年6月20日、厚生文教常任委員会調査案件、こども・若者サポートセンターに関する事項についての資料をご覧ください。

1つ目、こども・若者サポートセンターの相談件数について報告させていただきます。健診時の相談につきまして、令和4年度36件、令和5年度45件、令和6年度30件の対応をしております。すくすく相談につきましては、令和4年度、102回実施しまして、実人数92人、延べ人数122人、令和5年度、134回実施しまして、実人数99人、延べ人数154人、令和6年度、156回実施しまして、実人数92人、延べ人数168人の対応をしております。同じく家庭児童相談につきまして、令和4年度、実人数281人、延べ人数2,039人の対応をしております。令和5年度、実人数269人、延べ人数2,043人、令和6年度につきましては、実人数346人、延べ人数2,986人の対応をしております。同じく教育相談につきまして、令和4年度、実人数168人、延べ人数744人、令和5年度、実人数167人、延べ人数903人、令和6年度、実人数181人、延べ人数1,040人の対応をしております。若者相談につきましては、令和4年度、実人数46人、延べ人数567人、令和5年度、実人数57人、延べ人数555人、次は令和6年度でございます。令和6年度、実人数57人、延べ人数553人となっております。

順に課が変わりまして、報告をさせていただきます。

杉本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。

続きまして、療育手帳の発行数から説明させていただきます。社会福祉課におきまして、療育手帳のほうを発行しております。

まず、新規の発行数となるんですけれども、令和4年度は30件、5年度27件、6年度が20件、続きまして、受給者証の発行数となります。こちらのほうにつきましては、放課後等デイサービスと児童発達支援についての数となります。こちらも新規の発行数です。令和4年

度が39件、5年度が29件、6年度が29件、続きまして、葛城市内の各機関、いわゆる計画相談事業所における計画相談件数の推移ということでございます。こちらにも児童分だけを挙げさせていただいております。総数となっております。令和4年度が246件、令和5年度277件、6年度が268件となります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、2ページとなります。こちらは市内各施設の児童発達支援の葛城市内の利用者の人数となります。こちらは、年度の10月を区切って示させていただいております。令和4年10月につきましては利用者が9人、令和5年10月につきましては12人、令和6年10月につきましては5人となっております。

続きまして、6番、医療機関、いわゆる奈良県総合リハビリテーションセンターに通われているお子さんの数というところでございますが、医療機関の情報になりますので、こちら、保険課のほうで把握しております福祉医療子どもひとり親給付実績の推移となります。月ごとの福祉医療の件数の合計となっております。令和4年度が672件、5年度が709件、6年度が735件となっております。お願いいたします。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 引き続きまして、7番、こども・若者サポートセンターが、保護者の要望に基づきまして、医療機関向けに発行いたしました所見の数値を報告させていただきます。令和4年度57件、令和5年度29件、令和6年度31件の所見を発行しております。

続きまして、8番、こ若主催の療育の受講者数といたしまして、就学前の子どもたちを対象としました1歳6か月健診終了後のフォローアップを目的としました教室につきましては、令和4年度、34回実施しまして、実人数12人、延べ人数128人、令和5年度、40回実施しまして、実人数13人、延べ人数193人、令和6年度、32回実施しまして、実人数10人、延べ人数189人の対応をいたしました。就園後としております3歳6か月健診後のフォローアップを目的としました教室につきましては、令和4年度75回実施しまして、実人数14人、延べ人数237人、令和5年度、88回実施しまして、実人数12人、延べ人数248人、令和6年度、85回実施しまして、実人数13人、延べ人数256人に対して実施いたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

それでは、9番の特別支援通級指導の児童・生徒数でございます。

まず、小学校のほうで、こちらは学校基本調査の人数となっております。令和5年度は児童数2,348人で、特別支援の児童数は110人、通級指導の児童数が30人でございます。令和6年度が児童数2,371人、そのうち特別支援の児童数が103人、通級指導児童数が47人、令和7年度が2,287人のうち、特別支援の児童数が102人、通級指導児童数が68人でございます。

続きまして、中学校のほうでございます。令和5年度の生徒数は1,128人、特別支援の生徒数が48人、通級指導の生徒数は8人でございます。令和6年度、生徒数が1,098人、特別支援の生徒数が45人、通級指導の生徒数が7人、令和7年度につきましては、生徒数が1,160人、特別支援の生徒数が56人、通級指導の生徒数が18人でございます。

次のページになります。通級指導の学年別の人数につきましては、表のとおりとなっております。

以上でございます。

杉本委員長 全部ですか。以上ですね。

ただいま報告いただいた件について、何かご質問等ございませんか。

川村委員。

川村委員 私がたくさんのデータを求めまして、ご協力いただいております。

この中で、私がもう少し詳しく求めたらよかったなと思う点がありまして、それは、まず、1つ目の療育手帳が新規発行数というだけになってましたので、療育手帳は構わないんです。その下の受給者証の発行数、これも新規となっておりますよね。この受給者証の発行数の全体の数というのが分からないのかなということが1つと、それが児童発達支援と放課後デイと、大まかなところというか、その内訳というのを、もし口頭でお答えいただければありがたいんですが、その新規発行数についても内訳が分かればありがたいんですけども、ちょっとその補足をお願いしたいなあと思います。

それから、事業所の部分ですけれども、2つ目の5番のところ、5番の市内の事業所が3か所ということですけども、9人、10人、5人やから、かなり少ない人数なので、全体把握しようと思ったら、市外にどれだけ行っておられるかというのをお聞きしたいと思ひまして、それだけちょっと補足をいただきたいんですが、今、答えられるんでしたらお願いします。

杉本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。

まず、受給者証の年度ごとの総人数を申し上げます。令和4年度につきましては総数で252人、放課後デイが187人、児童発達支援のほうが65人、令和5年度につきましては、受給者証の発行人数が265人で、放課後デイが198人、児童発達支援が67人、令和6年度につきましては、受給者証の発行人数が285人、うち放課後デイが226人、児童発達が59人となります。先ほどの新規のほうの内訳につきましては、令和4年度につきましては、39件のうち、放課後デイが12件、児童発達が27件、令和5年度の新規29件のうち、放課後デイが12件、児童発達が17件、令和6年度の新規29件のうち、放課後デイが14件、児童発達支援が15件となっております。

次に、児童発達支援の利用延べ人数でございますが、全事業所の人数でございますが、令和4年10月で70人、令和5年10月時点で83人、令和6年10月時点で70人となっております。お願いいたします。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 確認させていただいたんで、一旦これで。また、進めていただく手順があるので。

杉本委員長 これ、前の委員会で聞いたのは、意見書の話というのはどこで説明しはるんですか。

(「続けて」の声あり)

杉本委員長 どうでしょう。もう、一緒くたに行ってもよろしいですか、皆さん。この表と前の委員会の答え合わせというのを、先にそれもらわんと、ここばかりできないので。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。よろしく願いいたします。

去る5月29日の厚生文教常任委員会で話題に上がりました療育の受給者証の発行に際しまして、医師の診断以外に心理士の意見書でも対応している自治体もある件につきまして、その状況について調査いたしました。また、心理士の意見書を作成する基準についても、調査いたしました内容を報告させていただきます。

この件につきまして、こども・若者サポートセンターから各市町の受給者証発行担当課のほうに確認をさせていただきました。奈良県内12市と、近隣で葛城市と人口規模の近い広陵町も含めました13市町に問合せをかけさせていただきました。13市町のうち、就学前児童において受給者証の発行に医師の診断を求めているのは7市町、保健センターなどの意見書でも受給者証の発行がされている市町は6市町でございました。また、就学後は12市町が、障害者手帳あるいは医師の診断を求めており、1市は現在、医師の診断は求めていませんが、今後に向け検討中ということでございました。

次に、就学前児童について、医療機関への受診なしで、保健センターなどの意見書を発行している6市町につきまして、その意見書発行の基準について調査いたしました。6市町いずれにおきましても、新版K式発達検査や、ウェクスラー式知能検査を実施し、その数値や保護者、保育所、幼稚園などから情報を集めて所見を作成しているとのことでした。が、発達検査や知能検査、あるいは保護者、保育所、幼稚園からの情報から療育の要不要を判断する明確な基準は6市町ともございませんでした。

以上でございます。

杉本委員長 ただいま説明がございました件で、質疑を続けたいと思います。

西川委員。

西川委員 前の委員会で調べていただきたいと、受給者証の発行を心理士がやられているところと、医師が診てからのところということで、6市町については保健センターなどで、今、聞いたのは、保護者、保育所とか幼稚園とか、その聞き取りも行って、受給者証の発行をされているところがあるということなんですけど、明確な基準がないという、今、お答えやったんですけど、この前の委員会の中では、やっぱり選択肢を広げるためには、そういうのもあってもいいんじゃないかなあという意見もありました。まずお医者さんの判断を仰ぐというところは確実なものなんやと思うんですけど、保護者に関しましては、お医者さんに判断を仰がずとも、まだ療育を受けさせることが可能であれば、そういうことを望まれてる方もいらっしゃるというふうにも聞いておるんです。葛城市にあっては、もちろんこの相談も兼ねて、ほんでその中で、お医者さんに一旦診ていただいてから受給者証を発行するという形になってると思うんですけども、これを、この6市町のことを調べた上で、葛城市の意向としては、まだ検討中かもしれませんが、どのように今考えておられるかというところを1回聞かせていただきたいなと思います。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。

葛城市におきましても、6市町もいろいろ聞かせていただいたんですけども、障がい児通所給付に係る受給者証の発給に関しての判断基準が明確になっておりませんので、当面、その対象となる障がいの有無の判断に関しましては、医療機関あるいは子ども家庭相談センター、児相のほうに仰ぎたいと考えております。具体的に、例えば国から明確な基準でありますとかが出てきました場合には、その基準に従って対応していきたいと考えております。そのため、国やほか市町村の動向を今後も注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 葛城市はその意向やということは分かるんですけど、この6市町に聞かれたときに、今、保護者の方とか市民の方から、何か不具合があるとかということというのは聞かれましたか。この今の判断、お医者さんに診てもらってないのとかいう、要はそういうトラブルがあったかどうかとかということ、その辺は聞かれてるかどうか、教えていただきたいなと思います。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。基準に関しての問合せをかけさせていただきまして、今、西川委員からご質問いただきましたようなその後のトラブル等については、具体的にお聞きをしていないのが現状でございます。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 質問はしませんが、6市町が運用されて、これ、スムーズにいかれているのかどうか分からないんですけども、選択肢が広がってることは、僕は確かなのかなと思っています、6市町に関しましては。ただ、そやから、それが、どうしても何か不具合があって、もう一回見直さなあかんねんというふうなことを聞かれてるんやったら教えていただきたいなと思ったんですけど、それも1回調べておいていただけたらなと思いますので、葛城市の意向としましては、分かりました。

杉本委員長 川崎所長、委員会で2つの方法があると。他市では、選択肢の幅を広げてるやり方があると。どっちが正解かは分からないですけど、お互いがお互い、ええところがあったり、悪いところがあったりするわけじゃないですか。その基準というのはそらそうなんでしょうけど、ええところ、悪いところを今、ここで言ってもらわないと、基準が決まってないからやりませんと、それはちょっと説得力に欠けると思うんですね。個別で聞いているわけじゃない、委員会でこの2つの方法があって、市民の方々からの声もあるから、選択肢を広げる方法を取ったらいいんじゃないですかと委員会で提案してて、その答えを今日もらいたいわけなんですよ。基準はそうでしょう。じゃなくて、他市では大トラブルがないからそのやり方をやられてるわけじゃないですか。ええところもあって悪いところもあるわけじゃないですか。そこをちょっと言ってもらわないと、なぜ葛城市はその選択肢をするんだという

着地点にならないんですよね、そうすると、基準がないので。でも、基準がなくてもうまいことやってる自治体はあるわけでしょう、6市。それを今日すごく僕は聞きたかったんですけどね。

次回にしますか。今、聞いてもしゃあない。いや、僕は望み過ぎてるわけじゃないと思うんです。そうじゃないとつじつまが合わんじゃないですか。葛城市は今のままでやりますと今、おっしゃったわけでしょう。なぜならば、他市ではこういうことがあって、ええところもありましたけど、悪いところもありました。でも、今のやり方で葛城市はいいところもあるし悪いところもあるというのを、今、言うていただかないと、あまりへーっとならない。

時間かかりそうですか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時38分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

川村委員。

川村委員 前回も長い時間をかけて、いろいろなこ若の業務について、いろいろと教えていただいた中で、ちょっと私もそこで整理できなかったことがあるので、また再確認をしていきたいという、再確認をしないと、次、進まれへんと思うことがあるので、ダブった質疑になるかもしれませんが、前回の厚生文教常任委員会で質疑があつて、答弁があつた内容について、再確認をさせていただきたいというのをお願いします。

まず、フォローアップ教室、このフォローアップ教室という表現に変わったのは、療育教室という表現とフォローアップ教室というのは、突然、この間はフォローアップ教室と出てきたんですよ。それまで、令和7年の葛本部長が答弁してた、逆に遡って早いほうから言いますと、7年の第1回定例会、6年の第2回定例会は、療育教室という表現やったと思うんです。令和6年の予算特別委員会で川崎先生も同じように療育教室と言うてはるんです。もうずっと遡ってもずっと療育教室って言うてはる、この療育という表現をなぜ使わなかったかというところら辺は、はっきりしとかなないと、今、言うように、受給者証をもらって、要するに民間とかの療育の支援を受けるのは、これ、療育という言葉使いますよね。うちがやってるフォローアップ教室が、療育教室なのかというところが曖昧なので、なぜ途中から療育教室という表現をフォローアップ教室という言い方に変えたのかという理由を教えてくださいたいのが1点。

それから、フォローアップ教室、きりりキッズとかがやきキッズに行っていらっしゃる保護者に対して、これはあくまでもフォローアップ教室であつて、療育ではないと告げられたのかどうか。それを理解されたのかどうか。それによって本来の療育につなぐこともできますよという選択肢をきちっと伝えることができたのかどうかというところも、そこも再確認させていただきたいと思います。2つお願いします。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、これまで療育教室という言葉を使っておりました。が、これは委員おっしゃるように、明確に受給者証を受給されて対応されるのが療育という認識に至りまして、ここは明確に区別をつけるべきという判断から、今年度からフォローアップ教室という呼び方に変えさせていただいております。

続きまして、あくまでもきりキッズ、かがやきキッズにつきましては、1歳半健診後のフォローアップ、3歳半健診後のフォローアップでございます。そちらで対応しながらも、必要に応じて、おっしゃるように、受給者証の受給から療育につなげる必要のある子どもたちもございますし、これまでもそう対応してきました。が、これまで療育教室という言葉を使っておりました関係もありますので、委員ご指摘のように、混乱しているところもあるかと思しますので、この辺りは、今後、あくまでもここはフォローアップ教室なんだというところは徹底して指導に当たっている職員のほうにも徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 そうですね。私もごちゃごちゃになってたんですけども、ここであえて言い方を変えているということは、私も勉強をずっとして初めて分かったんですけど、だから、フォローアップ教室という形でやっていると。これは他市も、このフォローアップ教室というのはされていますね。他市もたくさんされていますね。うちがこのやり方は特別にやっているとことでもなく、私も前は、このフォローアップ教室が、こども・若者サポートセンター、保健、健康福祉センターとともに一緒に取り組んでる特別な支援やと思っていたんですけども、これは通常、今、どこの市町村もやってるフォローアップ教室というふうに、私はそういうふうに感じたんですけども、その辺りは特別によそここが違いがあるというようなところってありますでしょうか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。川村委員のご質問にお答えいたします。

葛城市で実施しておりますフォローアップ教室におきましては、発達に特化せず、子どもの、逆に愛着等も考慮しまして、フォローアップ教室のほうを取り組ませていただいておりますので、特に親子の関わり等にも重点を置いて、1つの1教室の中で親子と関わってる時間と、子どもと保護者とを分離して子どもと対応している時間等を取って、特に愛着という側面にも視点を置いて取り組んでいるのが、葛城市のフォローアップ教室の特徴というふうに理解しております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 よそは、ほんなら愛着のこういう指導はされてないんですかね。それをしている、していない、うちだけやってると、これ、理解に苦しむんですけど、どうなんですか。そこがその違いって、はっきりうちが特別なことをしてるんですというところが、今度葛城市が奈良県内に広めていこうとする、石田先生がこれからどんどん普及していきますよという部分やと、私は前回の中ではそういうふうに、うちの特別なものを広げていくというふうに理解したんですけども、それが、今、言ってるフォローアップ教室の愛着というところなんですか。ちょっとその説明してください。どこが葛城市のすばらしい特徴なのか教えてください。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 川村先生、どうもありがとうございます。こ若の石田でございます。

今、幾つかお話しいただいたんですけども、専門的なことを申しますと、やはりフォローアップ教室と申しまして、本当に専門性の高いフォローアップ教室が行われているかどうかというのはやっぱり問題になってきます。我々のほうは、ずっとスーパーバイザーを置きまして、精神分析的な愛着という理論を用いまして、かなり他市に見ないぐらい専門性を高めたフォローアップ教室を行っております。それがまず、恐らく他市は追従できないレベルだというふうに感じております。

あともう1点は、今、私が奈良県に広めるとするのはフォローアップ教室ではなくて、どういうふうに、子どもたちの育ちというものの、要するに発達という認知的側面ではなくて、心のケアを含めたもの、つまり、発達障がいとは虐待を受ける可能性がすごく多いんですよね、家庭内でも、それからほかでも。それはCPTSDといって、後々に大きな心の問題を生むというふうに言われてますので、そういうことも含めて統合的、総合的にケアをしていくということ。ですから、マイナス1歳から40歳まで、彼らが、高校までは放課後デイ等で見てくださいとできますが、その後も我々はずっと彼らの成長を担保していかないといけないわけですから、そういう面で、しっかりと他の団体さんとも協力しながら今後やっていければなというふうに思っております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 言いつ放しでは、もう一回だけ質問の機会、お願いできますか。

杉本委員長 いいですよ。

川村委員 先生のおっしゃる愛着というところで、このフォローアップでできて、じゃあ、受給者証をもらって、専門の療育機関につなぐ。その専門の療育機関では、この愛着というところは、ケア、支援していただけない部分なのかどうか。ということは、もうよそに、ほかの受給者証をもらって、今の療育という部分が、今、先生がおっしゃるうちのフォローアップ教室の概念というかその考え方について、そこはないとおっしゃるのか。それ、そこなんですよ。

今、この表をずっと見てるんですけども、非常にうちは受給者証に対しての児童発達支援の数値が小さい、少ないですよ。少ないということは、あまりそこには行かなくていいよというようなものが葛城市の中に存在しているのかなあと思うんですよ。だから、受給者

証をもらうことよりも更にレベルの高いフォローアップ教室ができているというのなら、それはそれでいいのかなと思いますけれども。事業所が36事業所でしたよね。うちの市内は3つですけども、先ほどの表の中で36事業所ということは、大方外の事業所に、そういった療育支援をしてもらってる人が存在するわけですけども、そこに行くまでに、要するに、その時期にフォローアップ教室を受けて行くのか。それとも、その中でも十分支援の事業所にもそういった考えがあるのかという、その辺の境目も分からないので、もう一回だけ答弁をいただきたい。

杉本委員長 すいません、ついでに、さっきの他の追従を許さないみたいな、ちょっと僕、勉強不足で分からないんですけど、具体的に何なんですかね。

石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 石田です。よろしくお願いします。

どこからお答えさせてもらったらいでしょうか。他の追従を許さないほうが曖昧なんですけれども、はっきりしているのは、やはり前回申しましたように、担当者が全員学会発表をしたりとか、自分たちのやってることをオープンにして、批判を受けながら能力を高めていこうという努力をしているということです。まず、それが、ほとんどの他の医療機関には追従できないものだというふうに思っております。我々の世界では、当然、自分たちがこれを学んだからおしまいということは許されないんです。一生勉強、一生指導を受ける。私も実際スーパーバイザーがおりまして、今でもその方に教育を受けております。そういうことを続けることが、専門家の能力として一番大事なことだというふうに思ってますから、我々の職員がそれを全て行っている状況です。ですから、他の追従を許さないでしょうというふうな、ちょっと大げさですけども、自慢させていただきました。

もう1点、川村委員のご意見ですけども、実際問題、フォローアップ教室から療育教室に行く子もいます。当然それは我々は拒みませんというか、療育教室に行ったほうがいいだろうなという方にはお勧めしています。そのためには受給者証も取っていただいております。ただ、あくまでもフォローアップ教室というのはフォローアップですので、いわゆる可能性のあるグレーという言葉、大嫌いなんですけども、その人たちに対しては、我々はまだまだ伸びる段階があるんだから、我々のフォローアップ、要するに適応のための訓練ではなくて、親子関係を中心とした成長というものをしっかりと支えていくほうをやりたいということでございます。

以上です。

杉本委員長 追加でこういうことを聞きたいというのがあったら言うてください。何かずれてるような気がして。

川村委員。

川村委員 要するに、今、言うてる受給者証を発行して児童発達支援につなげて数字が少ない。この部分を見ていただくと、要するに、うちからそこにつなげてないというケースが多いのかなと。そういうふうはこの表からはうかがえるんですが、先生はそこに行かなくても、このフォローアップ教室、この愛着というところをケアすることによって、そこまで要らない

よって言っているのか、それとも、まずこのフォローアップ段階をクリアして、もっともつと、でも児童発達支援って乳幼児ですよ。だから、そこは少ない。というのはフォローアップでやっていると。だから少ないのか。その辺の、要するにデータから見る、数値から見るものというのは、そういうものなのかなあと私は見ているんですよ。だから、フォローアップ教室が、ただその人数も、これは後で表を追いますが、人数も、10人、12人とかなんですけれども、今7年度は非常にその範囲を広げられました。けれども、その人数で、例えばそのフォローアップ教室が、週に何回か行って何か月でワンクールになるのか。そのワンクールをやってる人が、実人数が10人、12人、定員があるんですけども、要するにもうそれが終わったら、次、また3か月後ぐらいにしましょうと。フォローアップでやる支援のスケジュール、そんなにも絡んだときに、この10人というのは、その1回でも受けた子を全部カウントした10人だったら非常に少ないなと思うんですよ。だから、全体的に少ないということは、どこかで誰かが、今、言っているように、支援に届いてないのかなあというふうに思うわけです。だから、その分析をすることが、今、言うてるフォローアップ教室は素晴らしいので、そこに行かなくてもいいよというようなものが、空気感があるのかどうかというところをお答えいただきたいです。分かりますか。分かっていますか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの川村委員のご指摘にお答えいたします。

数字を見まして、少なくとも、例えばフォローアップ教室に来ているから、まず、フォローアップ教室のシステムですけども、就学前1歳半健診の後のフォローアップ教室につきましては、10回をワンクールとして繰り返します。3歳半健診後のフォローアップ教室でありますかがやきキッズに関しましては、年間を通じて実施のほう、こっちも3クールやったかなと思うんですけども、すみません、クールに分けて実施をしております。そちらのほうで、例えばおっしゃるように、保護者のほうから、やはり受給者証を受けて療育という話が出てきたときには、当然、そのほうにつなげさせてもうていますし、フォローアップ教室でやっているから、受給者証の数が少なくなるというふうな取組はしているつもりはないんです。あくまでもフォローアップ教室はフォローアップ教室ですので、そこで様子を見ながら必要な対応を取っていく。ピンポイントでの対応はしないんですけども、様子を見ながら、子どもたちに必要な支援を届けていくためのフォローアップ教室という形で実施をしているつもりでございます。

(発言する者あり)

杉本委員長 これ、少ないか多いんかという判断はついてんですかね。

川崎こども・若者サポートセンター所長 もう一回、お願いします。

杉本委員長 川崎所長。

周知、親御さんの。

川崎こども・若者サポートセンター所長 親御さんからお話があったときには説明をしていると思いますが、選択肢として、全てのいろんなパターンがあるという形では説明はしていないかと思っ

ています。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 非常に残念で、親御さんからあったときって、フォローアップ教室に来てるのに、選択肢がないという、要するに情報提供してないという、完全な、あったときなんていう表現を私はしてほしくないなと思って、あえて聞いたんですけども。やっぱりここに来るのはもう本当に入り口なんですよね。まず乳児健診をやって、すすく相談を経て、そしてフォローアップ教室に行くと、このプロセスじゃないですか。それでそこでやってる人たちは、そこで完結するのかなと思ってるかもしれない。なので、その、あったときというのは、親御さんの情報というのを、全く受け身だけでいくという、ここ、ここなんですよ。ここが今回のいろいろな市内の状況が変わっていつているなというところの1つの要因だと、私、今、思ったんです。保護者から告げられたとき、どうしてその提供、ここでこんなのをしているけど、ほかにもこんな療育の教室ってあるのよということの情報を何でここでやってももらえないのかということなんですよね。これ以上、今、私、質問を終わっときますけども、それについてのお答えはもう結構です。そういうふうにされているということですね。分かりました。

杉本委員長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後1時半にいたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まずは理事者から答弁漏れがあるみたいなので、お願いします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 失礼いたします。こども・若者サポートセンターの川崎でございます。午前中の答弁で言葉足らずのところがありましたので、補足させていただきます。

受給者証から療育機関へのつなぐ説明でございますけども、まず、乳幼児健診等で障がいがあると分かる子どもにつきましては、フォローアップ教室等を通さずとも、当然、医療機関から受給者証の発給のほうにつなげております。そこまででないお子さん方につきましては、フォローアップ教室の中で見守りをしながら対応をしております。フォローアップ教室に来ている子どもたちのうち、過去3年をまとめますと、きらりキッズで、就学段階で80%の子どもは通常学級に進学しております。かがやきキッズにつきましては、94%の子どもたちが、通常学級のほうに進級をしております。それに対しまして、きらりキッズで20%、かがやきキッズで6%の子どもたちは、当然、特別支援学級に入るぐらい療育が必要なお子さん方ですので、このお子さん方には、保護者の方にきらりキッズ、かがやきキッズの中を通して、受給者証から療育のご説明はさせていただいております。

以上でございます。

私の言葉足らずで混乱を来しまして、大変申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

杉本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。

すいません。訂正をお願いしたいと思います。

川村委員様よりお問い合わせのありました児童発達支援の利用者人数、市内外全事業者を利用している人数のところでお答えさせてもらったところの人数なんですけれども、訂正させていただきます。令和4年10月につきましては65人、令和5年10月につきましては83人、こちらは変わりありません。最後に令和6年10月が69人と訂正をよろしくお願いいたします。

杉本委員長 葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。お願いいたします。

先ほど子ども未来課のほうで、一時預かりの人数をということでお問い合わせいただいております。後ほどご報告させていただきますということで、ただいま数字が出ましたので、ご報告させていただきます。

令和7年度、今年度時点の現時点での利用実績でございます。一時預かりは、磐城第2保育所、華表保育園、せいか子ども園の3か所で実施しております。磐城第2保育所は、6月からのスタートで延べ4人、華表保育園は5月のスタートで13人、せいか子ども園は4月のスタートで81人、以上でございます。

杉本委員長 それでは、こども・若者サポートセンターに属する事項について、引き続き議題といたします。

質疑ございませんか。

松林委員。

松林委員 1歳児半、3歳児半で重度の発達障がいとは分かるということで、前、石田先生のほうはお聞きしたんですけども、5歳児になると、もっと幅広い発達障がいというか、もっと中程度というか、軽度というか、分かると言われております。葛城市におきましても、なるべく早い段階で障がいの可能性がある子どもの適切な対応をするべきであると、このように思います。葛城市におきましては5歳児健診はやってないと思うんですけども、これ、やっぱり節目節目でやっぱり5歳児健診をして、そこら辺のところを明確に、明確というか、発見していくべきではないかなと、このように思うんですけども、どうでしょうか。

杉本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

松林委員様より、前回一般質問のほうでもご質問というのをいただいて、提案もいただいていたかと思います。現状におきまして、今年度もやはりまだ5歳児健診のほうは実施できない状態でありますけれども、昨今の周りの状況も踏まえながら、また、環境も整えるというところの条件もクリアししながら、今後は研究してまいりますというようなことをお伝えしたかと思います。現在も変わっておりません。近隣の情報も今はつかんでいるところでございまして、健康増進課といたしましての5歳児健診としては、周りの状況を進めながら、研究していかなければいけないと思っているところでございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 いろいろ、フォローアップ教室とかあるんですけども、そこには全ての来てほしい保護者、その対象者が全てが来ていないという、こういう状況が危惧されると思うんですけども、やっぱりこの5歳児健診となれば、その対象者というのは全て医師の診察の目で見ていただけるので、5歳児健診というそういう部分はやっぱり、今後しっかりと検討していただきたいと、このように思います。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 次のページのやつでもいいですか、質問。2ページ目の質問でもいいですか。

7番目のところ、医療用所見のことについてお伺いしたいんですけども、令和4年から、5年、6年まであるんですが、まず、こ若で発行するこの医療用所見に、相談されてから発行するまでの所要の時間というのはどれくらいかかっているのか。それと、現在発行待ちの方というのはどれくらいいるものなのかという。それと、県内では、これ、公開をオーケーされている医療機関だけなんですけども、全41機関あるんですけども、葛城市にはございませんよね。それがこ若が受け持ってるという、担当しているという理由なんですかね。この3つお願いします。県内では41が一応公開されて、ここで発行できますよという、県が公表してますけども、葛城市の医療機関はそこには載ってないんですよ。だから、それがないから、こ若がこれを肩代わりしているんかということを確認したいので、併せてお願いします。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

まずは医療用所見の発行についてですけども、相談にかかっていたいているお子さん、保護者につきましては、医療に行きたいんだとおっしゃっていただいたときには、時間を置かず発行させていただいております。ただ、当然すすく相談等にかかっていたいていということが係ってくるんですけども、保護者の要望に応じまして、発行はさせていただいております。

2点目の41機関というのは、医療機関の数になってくるかと思います。県内の医療機関におきましては、市町村の所見等を求められているところもございまして、そちらの機関に関しまして、こども・若者サポートセンターのほうで所見を作って送らせていただいているというところございまして、県内41機関というのは医療機関かと思うので、その41医療機関の中には、所見を求めているところがあるので、それに関してはこ若のほうで発行させていただいてるという次第でございます。

以上です。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 そしたら、保護者のほうから、所見を求められたらすぐに対応しているということなんですよね。だから、一応そういう対応をすぐできますよということは事前におっしゃってるわけですか。そういうことを知らないまま過ごされている方、ないですか。そこだけ確認したいんですけど。

杉本委員長 ちゃんとアナウンスしているかということ。そういうふうに行っているのであれば、ちゃんと事細かく教えていますかということですね。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 当然すくすく相談にかかっている方という前提で考えましたら、お話はさせていただいていると思います。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 その選択肢を示されてるということで理解しました。この辺が、もうちょっと調べないといけないんですけども、私が聞き及んでいるところでは、ほかの市町村に比べて、この辺はすぐ発行してもらえなかった、時間かかっていたというところがあったんです、もう少し確認しますけど。だから、こういう質問させてもらったんですが、一応それはないということですね。それ、正式な回答ということでよろしいですね。

杉本委員長 この辺というのは、葛城市のことですか。

奥本委員 葛城市。

杉本委員長 のことで、遅いという声をお聞きした、確定ではないけど、ということで、その辺はどうですか。

奥本委員。

奥本委員 それは、ほかの自治体に住んでいらっちゃって、こっちに越してこられた方が、前の自治体では、本当にすぐと、今と同じ対応とおっしゃった。ところが、こっちに越してきたときに、対応が違ったということがあったので、もう一度確認します。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

すくすく相談の中では、子育て相談なんですけども、新版K式発達検査の全部あるいは一部を使って相談の対応をしております。ところが、ほかの市町村もそうなんですけども、その発達検査の結果だけで所見を作成するものではございませんで、当然保育所、幼稚園等の行動観察、あるいは保護者の意見等も踏まえて、所見を作成させていただいておりますので、1回相談に来ていただいて、その場ですぐ出せるというものではないんです。ですので、1回すくすく相談に来ていただいて、そこで医療機関に行くので所見を作ってくださいとおっしゃっていただいて、1回来られて、次の日にまたすぐ出せるかというのでは、ちょっとこのところは時間差がございますので、ご理解いただければと思っております。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 要は、だから、保育所とか、いろんな関係者の方の意見を吸い上げてからすぐ出しているって、そういう意味ですね。だから、そのタイムラグの時間を私、聞きたかったんです、どれぐらいかかっているかというの。平均的なんでいいんですけど。恐らくおっしゃっている方は、その長さが、ほかと比べて長いということだと思えるんですけども、それがどうかよく分からないので、聞いたんです。

杉本委員長 どうなんですか。いや、そのかかる手間があるのは分かってるんですけど、その手間を踏まえたときに、他市と比べたときに、長かったんじゃないのという声なんですけど、それ

は普通どおりやれてるならやれてるでいいと思うんですけど、その辺お聞きしてるんですよ。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 所見を作成するのに必要な時間で作成はできていると思っております。極端にお待ちいただいたりとか、所見を作るために長い間待っていただくとか、そういうことに時間は発生していないというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 葛城市におきましても、発達障がい、10歳ぐらいまではちょっと様子を見ましょうということの方針だと思うんですけども、これ、仮に10歳ぐらいまで、この子どもさんの様子を見てあまりよくなってないよと、あんまり、ちょっと疑いがあるよというときに、こ若のほうから医師の診断を受けるようにというような勧めというか勧奨というか、そういうことはされておられるのかどうか、お聞きします。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 ご質問ありがとうございます。

どういう話が独り歩きしたのか分かりませんが、発達障がいは10歳まで待てと言った覚えはございません。障がいがあるかないかを見極めるのに、ほとんどない子どもたち、例えばいわゆる可能性のある子というのは、診断学的に例えば20診断項目があったとしたら、1つでもあれば、医者には疑いを言います。20項目のうち1つ、我々はそれは普通だというふうに思います。ちょっとほかの子と特徴が違うんだと。その子たちがほかの日常生活であるとか、園での生活を見ながら、まだ診断を受けなくても、様子を見てあげたらちゃんと成長していきますよ、発達というのは、成長の時間軸で見ていくものですから、点で見ていくものではありませんので、少しその子たちの発達をしっかりと関わりながら支援していきましょう。その中で本当に必要ならば、我々はもっと早い段階、10歳までの段階でもきちっと医療を受診することをしておりますし、そのための資料は作成しております。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 僕の勝手な認識か、聞き間違いかどうか、おおむね10歳程度まで状況を見ましょうということやと思うんですけども、今、先生おっしゃったのは、その段階によって、1つや2つのそういう所見が見られても、様子を見ていこうという、場合によってはもっと早い段階であつたら、そういうことが明確になればやっぱり勧めていくということで、了解しました。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 どうもありがとうございます。

その点につきましては、我々のほうは、そういうふうなただ待ちましょうというだけではなくて、常に小学校、中学校に巡回相談員を派遣しておりますので、そういう子に関してのフォローもしっかりしておりますので、常に学校との連携、あるいは保護者との連携を取り

ながら子どもの様子を見ておりますので、一方的に何かこちらが決めることもございませんし、保護者と本人の学校の先生の間の日常生活の様子を見ながら、そういうことを検討しております。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 今、訪問をして、そういうターゲットを決めて、その子どもさん、そういう疑いのある子どもさんに対しては観察をしていくというところだと思うんですけども、私が一番危惧しているのは、本当にそういう保護者の側として、やっぱり本当に自分の子どもが大丈夫かな、心配やなあという人が、全てが全てそういう訪問診断で対処できるのかなと、漏れるうちもきっと僕はあるのかなあという、そういうところは若干危惧するところでございます。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 ありがとうございます。

基本的に、既に名前が挙がっている子については、学校の先生と日頃から交流をしながら、先生からの情報を得るということが非常に大きい内容かと思えます。その中で、巡回相談員がお母さんからの希望があることに關しては、かなり積極的に回数が要りますけれども、話し合いをしておりますので、恐らく全く見落としがないかという、我々のほうとしては、存じ上げているお子さんに関するのことは常に意識をしておりますけれども、向こうのほうからそれほど、日常生活上に問題ないというふうな形で、あんまりお声かけいただかないことに関しては、見落としといいますか、見落としと言うべきではないのかもしれませんが、様子を見ているだけで終わってしまうという場合があるかもしれませんということです。

杉本委員長 よろしいですか。

松林委員。

松林委員 巡回相談という、観察に行かれるんですけども、行く上では、やっぱり名前の挙がっている子どもさん、そして、また保護者から、うちの子は大丈夫かなという相談のある子どもさん、そういう人たちをある程度ターゲットとして心にとどめて、観察をしておられるという認識でよろしいんですね。了解です。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 午前中の西川委員さんが聞かれてたことにまた関連するし、前回のときも同じことを私は述べているんですけども、診断を受けなくても受給者証を発行してるところと、発行してないところがあるというようなわけで、私、総じて、今、石田先生がおっしゃっていること、葛城市はバーンと自信を持ってこういう方針でいくねんと言うてはることについて、私はそれはそれでいいと思うんですよ。葛城市の方針はこうやねんと。しかし、保護者の側から立つと、いや、ほかの方法があるんですから、また、ほかのまちではほかのやり方があるとなったときに、葛城市は自信を持ってやってる、でも、それに添わない保護者の方とか考え方、思想の保護者があると思うんですよ。一例を出すと、民間のそういう早期療育を受けたいねんと。葛城市でも自信を持ってやっておられる、せやけど、回数にも問題が、

問題というか、少ないと思います。やっぱり多いところに行きたいねんというふうな考え方を持たれて、すぐに行けるように、受給者証を出されてる市もこの周りにもございます。出されてないところもございます。考え方、それぞれいいです。でも、診断書をもらおうと思ったときに、いや、例えば診断書をもらって行きたいねんと言っても、手続している間に、病院の初診を受けるのに、私が聞いているのは、かなり、少なくとも3か月、4か月待たなあかんというふうに聞いております。

まず、そういう事実、行ってもらう方には適切に行ってもらおうとおっしゃったけども、初診の診断を受けるのに、今、3か月、4か月、もっとなんのかな、4か月、5か月とかいう話になるけども、片やそういうのを受けなくてもいけるという制度を取っておられるところがあると。これは選択肢として、私、葛城市がやってること、何遍も言うけど、間違っているとやうてない。せやけど、保護者の考え方はいろいろある中で、またそうやって待たなあかん。それやったら、そういう、すぐにも行けるということも言えますので、もう一度、考え直していただきたいと思うんですけども、その答弁をいただきたいと思います。

まず、待たんなんのが、それだけ待たんなんのかということも多分知ってはと思うので、それもお答えください。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたします。

今、何か月待ちとおっしゃっていただいているのは、奈良県の総合リハビリテーションセンター病院は、今、長期の待ちが発生してるとお聞きしております。が、所見を出せる医療機関はそれ以外にもございますので、状況に応じては、ほかの医療機関のことを先ほど奥本委員からもお話がありましたように、県のほうからのリストが発行されておりますので、そのリストをご覧いただいたりの対応をしているところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 いや、もう一つ、考えを改められませんか。

川崎こども・若者サポートセンター所長 現状としまして、葛城市における手続につきましては、受給者証を受けて療育につながるという障がい児の対応につきましては、障がいの有無に關しての判断は医療機関かあるいは子ども家庭相談センターのほうで仰ぎたいということでお話しさせていただいたんですけども、これも、例えば国からの基準がはっきり出てくるであとか、他市町村の動向等も見ながら、注視をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、先ほど朝からお答えいただいたように、ほぼ半分は医療機関へ行かなあかんよ、半分は医療機関へ行かんでもええよと、こういうことなので、両方にやっぱりメリット、デメリットがあるんやろうというふうに思います。

次に、お聞きしたいのは、5年前なのか10年前なのかは葛城市も医療機関なしで、そういうのを発行していたというふうに聞き及んでいます。よそと比べるんじゃなくて、葛城市の昔と今と、昔はそうやってんというのは、聞き及んでいるだけやから、確認を取りた

いと思いますけども、それと今とはどう違うのかということをお教えいただきたいのが1点。あと、これ、私の持論になってしまうか分からないんですけど、たまたまですけど、私、今回の議会の中で、教育大綱ということについて一般質問をさせてもらうのに、教育基本法という、改正になった部分というのを学びながら、それに基づいての教育大綱ということで一般質問させていただきました。戦争が終わってすぐにできた教育基本法が、平成の18年に新しい教育基本法に変わったよ、その中で教育大綱をつくらなあかんということになったわけの教育基本法の中身ですけども、付け加わったのが、障がい児の方に力を入れるということが付け加わってるわけですよ、平成18年の新しい教育基本法というのは。あともう一つ、関係することであるのが、見てると、教育そのものは学校の責任ではなく、家庭教育にあるよと。第一義的な責任は家庭や、家庭がしっかりしなさいよということになってます。私は、だから、そこからいくと、家庭がしっかりしなさい、その代わりそれに向けたフォローは学校でしっかりとやっていきますよと。こういう家庭教育というそういう部分は、今までの教育基本法にはなかったわけで、家庭がしっかりしなさい、第一義的な責任は家庭にありますよ。そのフォローを教育がするということになったわけです。からいうていくと、私が、今、持論と申し上げましたけども、この法に基づいたとしても、やはり保護者の選択肢を増やして、ほとんどどこもやってないんだったらそれでいいけども、葛城市は葛城市の方針というものをしっかりと持っていますやん。それは否定しない。けども、その選択肢を増やしてあげるのは、この法に基づいても、私はぜひやるべきだというふうに考えるんですけども、私の思いを込めた、法に基づいて言ってるつもりですけど、お答えください。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたします。

葛城市の中でもかつてあったというお話なんですけども、申し訳ありません。こども・若者サポートセンターができた後は、今の形になってると思うんです。そのときそのときに応じた適切な形で、受給者証の発行のほうも進んでいると思いますが、申し訳ありません、私が把握しているこどもサポートセンターができた以降は、今の形で対応させていただいていると思います。

それと、教育基本法に基づく対応のことなんですけども、その都度、保護者の方とお話をさせていただきながら、その都度その都度、そのケースに応じて適切に対応を取らせていただいている状況を今、つくらせてもうてるかなというふうに考えております。これからも、それぞれの保護者の方、あるいは個々のケースに応じて、しっかりと相談を通してご納得いただける対応を積み重ねていければというふうに思っております。ありがとうございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 うまく説明をされてるので、私も葛城市の考え方が、何遍も言ってるように、間違っているとは決して言うてませんよ。しかし、私、うちはそうではないねん、うちの家庭はそうではないねという方の声があるから、こうして重要案件として2回もここに上がってしまったわけですよ。ここはもう一度、立ち止まって、やることが間違っていると私も言っ

てないです。でも、そういう家庭もあんなんと。きちっと、それぞれの家庭と話をしてんねんというのは川崎所長の考え方やけども、そういうことであれば、こんなん上がってこないじゃないですか。やはり、そういう意見があるから上がってきてんねん。そこをもう一度考えていただいて、私は、皆、思いは、子どもたち、これから子どもたちに何がええやろうというのは同じ考え方ですやん。けど、保護者としては、いろんな考え方がある。これに対応していかなあかん。ちゃんとしてますと言われるけども、ちゃんとしてんねやったら、ここに上がってきません。この差は何やろうかということをご検討いただけたら、もう、3回目ですので、お答えいただけないですけども、私はそれを切にお願いしておきたいと思います。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 全然別個の話になるんですけど、この前の会議のときに、資料を私、これ、欲しかったの、言うとかないのがあかんのか知らないけど、日本の自殺の方が減ってきて、子どもが増えてるやんかと。それはどのようにサポートセンターとしてお考えですか。どのような対応をされてますかという質問をさせていただいてます。それはそのときに、A I相談というものを葛城市は、先駆的にやられて、先行してやってるんだというお答えをいただきました。でも、突然言ったので、それについて、次回のときに、詳しく教えてください。アンケートを取ってるので、アンケートを取ってるとおっしゃったかな、それについて、次回のときに説明をお願いしますということで、前の会議のときに言っております。直前に、もう言うてあるから、こういう会議の場で言うてんねんから、今日出してもらえるもんやというふうに私は、思っておりましたけども、今回出てないんですけど、これは何ででしょうか。

杉本委員長 何で。

藤井本委員 何で出てこない。

杉本委員長 理由を聞く。

藤井本委員 そうそう。

杉本委員長 いや、もう正直に言ってもらうしかないかな。

(「もうええわ。ないんやろ」の声あり)

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 話をしたということは覚えてくれてはりますか。覚えてたのに今回、出てないという、こういう形で、私、このこ若というのは、子ども相手にやられてる。約束を守って、やられているわけですよ。私、信じてますよ。立派やと言うてんねんから。こういうことはない。今回もう準備してもらってないということでしょう、今、出てこないというのは。

川崎こども・若者サポートセンター所長 手元にはございます。

杉本委員長 それはそれでよう分からんねんな、そうなる。先に出しとけよってなっちゃうから、ないほうがましやねんな。

藤井本委員 やっぱ、そういうところなんですよね、何かこう差が出てきてるというのんは。雑談でお話ししてんのじゃなくて、この議会という中で、市民のことをいろいろ思いながら各委

員とも話をし、お願いもして、今、言うたってすぐにはないやろうから次回お願いしますよとお願いもしておいたやつが、今回出てないわけで、なぜですかって言ったら、お答え、じゃあ、もう一回。何か準備されている雰囲気なので。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたします。

ほかの資料と一緒に手元には持ってきてるんですけども、今日ご説明のための資料としては、用意をしておりますでした。大変、ご指摘のとおりだと思います。申し訳ございません。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 もう、ということはあれですか。次に、説明しますよというふうに、受け止めてくれるということですか。

子ども・若者センター、子ども相手にやっているところやから、やっぱり私はそういうところ、純粋な気持ちで、やっていただきたい。ないものはしょうがないので、次回ということですけども、それで、よろしく。すぐできないですね。私は次回でええけども、そこは、委員長、話をしていただけたら。

杉本委員長 僕も、前の委員会で資料を用意せいと言ったかどうか覚えてないので、打合せのときもちょっと抜けてたんで、それはあれなんですけども。説明だけでいいのか、ちゃんとした資料を見ながらやりたいのかという、藤井本委員。

藤井本委員 説明。

杉本委員長 説明だけでいいですか、とりあえず。

藤井本委員。

藤井本委員 そのときに、まず自殺の話に入りました。全国的にも減ってるのに、子どもだけが増えていると、全国のですよ。それについて葛城市はどのように対応していますかと言うたら、A I相談でやってる。A I相談ってどんなんですか、というのはA I相談のアンケートを取ってるというので、ということやねん。でも、突然聞いたので、次回にそのことについては皆さん方にお示ししますと、ほんならまたお示くださいということで終わってたんです。でも、お渡しするものがないというのであれば、次回で私は結構ですけども。

杉本委員長 今の、まとめていただいて次回で一気にやりましょうか。中途半端になるのもあれなんですね。次回よろしくお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

川村委員。

川村委員 よろしく申し上げます。先ほどの答弁の修正の後、私、またもう一回確認させていただきたいんですが、きりりキッズ、かがやきキッズの成果として、それぞれきりりキッズ20%、かがやきキッズ6%が、そういう療育につなげないといけないような状況になったという答弁だったと、間違いないと思いますけども、これは単年度のデータ、3年の平均……。

(「3年の合計です」の声あり)

川村委員 3年の合計で、そうなる。それ、漏れてましたよね。

(「申し訳ございません」の声あり)

川村委員 そしたら、これはすばらしい成果であると思います。これで、この後、それぞれ、学校へ行きます。就学指導委員会にかけます。こういう中で、残りの80%と94%の方が学校に行って問題なくいけたのかどうかというのは、きちっと検証していつてもらってるのかというところを確認させてもらいます。

それから、先ほど医療所見のところに、時間がかかることはない。要するに先生は10歳までは障がいがあるかないかというのは決めつけるのはまだ早いというふうなお考えの中で、障がいがあるかないかというのは、今、医師の診断ということだと私は思ってるんですけども、あるかないかというのを先生、今、判断してくれてはるわけでしょう。その障がいがあるかないかという10歳までの間に、今、言うてる支援が必要というて、親が本当に、子どもからの立場であつたり、親の立場であつたり、どちらの立場であれ、困り事がないという人は、そんなんはつきり言って支援の必要が薄いと捉えていいと思いますけども、困り事があるから何かしら相談に来た。ここですよね。そこは先生はグレーの子という表現はやめようと、私もやめておきます。これから支援の必要な子、支援が必要なのが濃いのか薄いのかは分かりませんよ。でも支援が必要やと思って来てくださってる親御さんが、そこで、障がいがあるかないかというのを放置しておくということについて、ここが、今、その対象にならなかった、支援が必要で、うまく医療に行って、受給につながって、療育を受けているという人以外の方が、ちょっといろいろと、今、市議会にもいろんなご意見をいただいているという現状なんですよ。だから、ここの判断にすごく責任があるところなんですよ、葛城市として。責任のあるところを、今、フォローアップ教室で8割と94%、これ、完璧にこの数値が出て、10人、12人というその数字のそこに参加している人が、その人たち、要するに分母が小っちゃかったらその率は高くなる。でも、そこにも入ってない人がその対象になるかというたらそんなことないと思うんですけども、そこが課題なのかなあと思うんですよ。それが拾えてないのか拾えてるのかということなんですよ、今、言うているように、親御さんの申出があつたとき、それともないとき、そここのところの判断が難しいんですけど、何かしら相談に1度でも来られた方を、要するにずっと追っていつてくださってるのか、それとも申出がなかったら、もうそのままなのか。ここも大事な部分かなと思うんですけども、要するに申出がなかったらもう親御さんとしては、希望してないと思って判断して、そこはもう対象にならないのか。それとも1度でもゼロ歳から40歳までというそのくくりの中で、そこはずっと追っていけるのか。今、言うように、先のきりりキッズ、かがやきキッズが今度学校へ行って就学指導委員会に今度かかっていく、そこの流れをしっかりと踏んでいるのに、入り口のところのプロセスは踏んでるのか、踏んでないのかというのは、1回ご意見としてお聞かせいただきたいと思います。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

まず、就学相談から普通学級に進級する子どもたちですけども、その中にも当然、特に見

守りが必要な子どもたちというのもございます。その子どもたちにつきましては、経過観察ということで、ずっと学校とともに見守りを続けております。また、就学相談に上がるお子さん方につきましては、その後も巡回相談員等を通して、学校とともに見守りを継続している状況にあります。同じく、その後の見守りの件なんですけども、すすすく相談に来ていただいたお子さんにつきましては、少なくとも、必要に応じて3か月、4か月後にも相談にお越しいただいているんですけども、一応6か月をめぐりまして、お声かけをさせていただいて、継続的に見守りをさせていただいている状況でございます。すすすく相談は、就学前の子どもたちの相談ですので、その後、学校等に入学した後につきましては、それまでのほかの方と同じように、巡回相談員と学校等で見守りを継続している状況をつくっております。

以上でございます。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 そうやって追っていただいているという答弁でしたので、改めてこの資料のほうに戻っていただきたいと思うんですけども、特別支援、それから通級指導児童の生徒数、特別支援学級については今回ちょっと置いておいて、通級が非常に増えてるというか、ニーズが高くなっている。今回、北小学校から全校に変わっていったという、要するにキャンパシティーを大きくしていただいたというのも、そのニーズがあるからということなんですけども、ここで増えていくという、ここで非常に増えていくという、これ、教育委員会関係になりますけれども、実際に、一旦は通常学級に入れました。就学前のそういう流れの中から入ってこられました。でも、学校へ行ったらやっぱりなかなかしんどくなっていったって、通級を受けないといけなくなってしまう状況になって、親もそれを希望されて、今、増えていっているということなんですけど、学校の現状をお聞かせいただきたいと思います。

杉本委員長 札辻主幹。

札辻学校教育課主幹 学校教育課、札辻でございます。ご質問ありがとうございます。

今、川村委員からいただきましたご質問で、もう少し絞らせていただきたいと思いますので、学校の現状というところで、どのような現状というところで回答させていただいたらよろしいでしょうか。お教えいただけましたらありがたいです。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 学校の現状というのは、もちろん通級指導を受けないといけない、要するに、その必要性というものを感じながら、この通級を受けられるというのは学校も分かった話だと思うんです。学校に入ったときはそれほど必要ではなくても、ここに入られているのかという、その通級に対しての現状、増えているのか。就学前の児童が学校に来てから、やっぱり特別な指導が必要かということになっていっているのかどうかという現状です。よろしいですか。

杉本委員長 札辻主幹。

札辻学校教育課主幹 ありがとうございます。今、通級指導の児童・生徒の数といいますか、子どもたちの学校での様子の推移は、お手元の資料の3年間分で、一応お示しをさせていただいております。これを学年ごとに横に少し斜めに下がっていただきますと、3年間の同じ学年の子どもたちの推移が追っていただけるようになっております。これを見ていただきます

と、やはり増えている年もありますし、また、逆に少なくなっているときもありまして、それぞれのお子さん一人一人の実態に応じて、そのときそのときの困り事でありますとか、教育的ニーズでありますとか、そのようなものを教育支援委員会の先生方とともに考えさせていただきまして、通級指導に入室が学びの場として適切であるというお子様、そしてまた、ある程度そこで学んだので、退室をなさるお子様、そして、また、特別支援学級に入級するお子様等、本当に一人一人実態に応じて、それぞれ、様々な状態でこのような経緯といえますか、推移という実態でございます。

以上でございます。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 北小から全校に、令和5年から6年は、これ、枠が増えたというときかどうか、そこだけ先に確認させてもらいたいです、そうやと思うんですけど。これ、このまま同じ条件で比較するというふうに、考えていいんですかね、この表は。

杉本委員長 札辻主幹。

札辻学校教育課主幹 ご質問ありがとうございます。本市の通級指導教室は、令和3年の2学期から開始をさせていただきました。令和3年から令和4年にかけては、北小学校を、自校通級といいますか、本市の拠点校といたしまして、そのほかの学校に在籍のお子様に関しましては北小学校に行っていただくという、通級でいいです他校通級という形を令和3年、令和4年までは取らせていただいております。それが、令和5年からは自校通級の学校が北小のほかに當麻小学校、そして、令和6年度には更に新庄小学校と増えまして、残りの学校のお子様に関しましては、お子様は自分の学校で受けていただき、先生がそこに訪問して子どもたちと一緒に学ぶという訪問通級という形が始まったのが令和5年でございます。ですので、令和5年、令和6年は自校通級と訪問による通級、そして、本年度は全ての小・中学校におきまして、自校通級ということでさせていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 だんだん枠が広がっているから、この人数の推移というのは、そういった影響はあるということとは当然考えられますよね。ただ、合計するとこれだけのニーズがあったということは捉えられると思います。この表の見方はそうとして、単純に、小学校1年生の令和5年が3人だったのが令和6年が同じ条件で、次の段の令和6年の小2になられて10人、小3になって14人という斜め読みの見方ではできないということだと思います、この見方は。要するに枠が広がっているから、そういう単純な見方はできないということですね。分かりました。

学校現場の中で、こ若との連携というところは、今、巡回相談員さんとかと密に取っていただいて、支援が必要になってきた場合はそれぞれの対応を取られているというのはいいんですけども、この現状に対して、もうちょっと早く療育も必要だったのかなとかということとは、学校現場としては、就学前にそれなりのそういった支援が必要だったんじゃないかなというようにそういう考えは、あれですか。石田先生の前でそんなこと言いにくいけど、どうなんだろうかね。私、そこを学校現場は、就学で、教育長言うてくれはってもいいんです

けど、そこが求められるものやと思うんです。こんな場で、双方いてはるところで、言いにくいかもしれないけども、これ、でも、ここの部分大事な部分かなと思うので。

石田先生じゃなくて、教育のほうから一旦答えてもらって。

杉本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 大変難しい質問だと思います。というのは、就学前の子どもたちを教育の立場でどこまで見て、いるのかというと、やはり幼稚園の現場、非常に限られた現場だけかなというふうに思っています。私も教育支援委員会には入らせていただいて、子どもたちの様子というのを伺いする中で、その子の学びの場が小学校入学時にどこがいいのかという適切な判断の場には同席させていただいていますので、そこでしっかりと審議はさせていただいてるというふうに思います。

ただ、今、ご質問の就学前の状況というのは、やはり巡回相談員から上がってくるその子の困り感、またそれぞれの就学施設で担当しておられる先生方から直接聞かせていただくその子の困り感、そういったニーズに対応する保護者の声を総合的に判断して学びの場を決めていますので、就学前にそうしておいたらよかったというのは、私の中ではなかなか判断しにくいところであります。だから、ちょっとその答弁はなかなか難しいなというところでご勘弁いただけたらと思います。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 一旦、今の答弁を受けておいて、私、次、またほかの質疑があるので、ちょっと整理させていただきます。また、もう一回質疑します。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 今、川村委員がおっしゃったことって、非常に核になるところやと思うんですよ。やっぱり学校教育のところに、療育でやはり先に見ていただいて、学校教育のときに、上がったとき支援が必要な子が学校教育の場で、就学になったときに追いついてくることがあればとか、そういうところが、学校教育のほうと就学前、教育長は話しにくいとおっしゃったんですけど、その辺というのも、何かしらやっぱり話し合う場をきっちりとしてもいいんじゃないか、いうたら連携というんですか、いいんじゃないかなというふうに僕は思ったところでございます。その辺が、それぞれの立場もありますし、答えるのが難しいとは思いますが、でもそこが、今、学校はこういう状態になってますよとか、こういう状況になってきてきますよというのは双方でやっていかんなんのかなと思います。

僕の質問のほうは、先ほど奥本委員のほうからもあったんですけど、医療のほうに、例えば資料の2番のこ若の医療用所見発行数等、令和4年度でしたら57件、令和5年度やったら29件、令和6年は31件なんです。1ページに戻っていただいたら、受給者証の発行数については、令和4年度は39件なんです。令和5年度は29件、これは一緒なんですよね。令和6年度も29件になってるんです。これ、何か、令和5年度については、お医者さんのほうに所見を出されて、29件受給されてるとなってるんですけど、令和4年度やったら57件で、受給者証が発行されたのが30件なので、結構差異があると思うんです。その辺、何で差異が出てんのかというのをまず教えていただきたいのと、医療機関が41機関あるとおっしゃったん

ですけど、これというのは必ずしも葛城市の所見がなくても、医者の判断でできる場所というのがあるのかどうかというところ、いうたら保護者さんがそのまま医療機関に行かれて、それを出されると、ほんでそれを葛城市に持ってこられて受給者証を発行してもらうという、そういうこ若の所見がなしで医療機関につながっていったるケースというのがあるのかどうかというのを教えていただきたい。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。

こども・若者サポートセンターの発行医療所見と、受給者証の発行数との差ということですけども、1つは、こども・若者サポートセンターが発行しました医療所見は、継続的に診察を受けてる子どもたちの所見等も含まれております。1年たったので、もう一度その間の様子を教えてほしいというところで医療所見を送っていることもございますので、年度によっては、受給者証の発行数よりも、医療用所見の発行数のほうが多い年ができてしまっているというところでございます。

2つ目のこども・若者サポートセンター、葛城市等の所見がなくても診察してくださる医療機関があるのかということですけども、こちらにつきましては、具体的に地域からの所見を求めておられるのは、総合リハビリテーションセンター病院のみでございます。それ以外の医療機関については、特にこども・若者サポートセンターの所見がなくても、診察をしていただけてる状況にあります。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ちょっと1つ目の質問のほうの方が分かりにくかったんですけど、継続してというところというのが、僕の中で理解できなかったんですけど、単純に何で違うのかなというところが、僕は、年度で所見を出されたら、年度で受給者証をいただくというようなことかなと思ってたんです。その辺が、ごめんなさい、理解できてないので、もう一度そこを詳しく教えていただきたいのと、それと、例えばこの令和4年、5年、6年の受給者証を発行されているのが39件、29件、29件ってあるんですけど、これを葛城市のこども・若者センターからの所見なしで受給者証を発行された、要は医療機関に行かれて発行されたというのは、これ、分かりますかね。

杉本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。

受給者証を発行する際に、まず、新規の方についての必要書類については、ずっと先ほどから話題に上がってるところの書類があると発行はしてます。ただリハビリセンターに行った人が、こども・若者サポートセンターから所見を持って行かれたのかとかというのはこちらでは把握しておりませんので、絶対そうだというのは分からないのと、受給者証を発行されるための必要書類として、お医者様からの診断書のみで発行している方ももちろんいらっしゃいます。

以上です。

杉本委員長 引いたらいいだけちゃうの。

西川委員。

西川委員 先ほどは、リハビリテーションは必ず所見が求められるとおっしゃったんです。それはそうなんですよね。せやから、違う医療機関から診断書をいただいた方で、受給者証を発行されてるというのは、基本的に所見がないというふうに判断をしていいのかというところなんやと思います、診断書がね。そして、それからどれぐらい、要は、受給者証を発行されましたやんか、39件、29件、29件と。いうたら、それがどれぐらいかというのを分かるかという話をただけですもんけどね。

杉本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 例えば、新規の令和4年度でしたら39件ですけれども、この中で診断書を持って受給者証を発行した方の件数は、今は把握していますけど、診断書がどこの医療機関というのは、すいません、今、持ち合わせておりませんので。

杉本委員長 どこかは、別にどこだっていいんやけどって話なんですよね。数。

中井保健福祉部長 数は分かります。39件のうち、診断書を用いて受給者証を発行した件数が27件となっております。

杉本委員長 4年度、27件ですね。5年度は。

中井保健福祉部長 5年度が、診断書を用いて受給者証を発行しているのが24件になります。令和6年度の新規29件のうち、診断書を用いて発行していますのが22件となります。

以上です。

(発言する者あり)

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ということは、受給者証を発行されて、令和4年というたら診断書のみが27件で、令和5年度が24件で、令和6年度が22件やったということで、そしたら、こ若の所見、逆にいうたら、令和4年というたら39件のうち27件なので、12件しか、こ若の……。どういうこと。

杉本委員長 ちょっと、西川委員。

中井部長。

中井保健福祉部長 恐らく、39件のうちの27件が診断書で、それ以外の12件がというお話だと思います。それ以外の方につきましては、令和4年度につきましては、そもそもの障がいの手帳をお持ちの方で判定している方となります。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。医師の診断じゃなくて、障がいのもともと手帳をお持ちの方が12件いらっしゃって、その差異というのは後もそうなんです。ちょっとまとめますね。ほんなら、先ほどお話しいただいたんは、今、葛城市の場合は、受給者証を発行するには必ず医師の診断が必要やという話やったと思うんです。障がい者手帳の話もそうですけど。受給者証の発行をするには、医師の診断を元に、ほかの市町でしたら、例えばそういう独自の判断もあってというところもあったんです。ほんなら、39件のうち27件については医師の診断が

あって、例えば令和5年度だけで言いますね、その27件のうち、こ若の所見があったのは分からないということなんです。

ただ、求められているのは、先ほど言われた、所見が要るのは総合リハビリテーションのところだけやということやと思うんですけど、せやから、これ、僕、何が言いたいかというと、要は、こ若の所見なしに、もしかしたら独自で自分で医療機関に行かれて、言い方は悪いかもしれんけど、にっちもさっちも、言うてもあかんわと、例えば、私、自らもう医療機関に行くねんと、診断もらってくんねんと言われて、行かれている方がここで分かるかなと思ったんですけど、今、せやから、この中で、そのところまで分からへんということですね。ちょっとその辺の、何で分からへんのかなとは思いますが。

杉本委員長 何で分からないんですか。

(「今、持ってないんです」の声あり)

西川委員 持ってないということですね。いや、分からへんみたいなこと、持ってないんか。そして、ちょっとそれをまた教えてください。そこ、多分結構あれなんかなと思うんですけど、要はこ若の所見なしで、恐らく行かれている方も、医療機関に自ら行かれて、そらだって、診断書さえあれば行けんねんからというところなので、その辺、割合もあると思うので、教えていただけたらと思います。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ちょっと補足させていただきます。奈良県の総合リハビリテーションセンター病院は、地域の保健センター等の所見が必須となっております。それ以外の医療機関でも、保護者の方が持っていきたいということをおっしゃったときには、医療用所見として同じく出させていただきます。リハビリテーションセンター病院は必須、それ以外の病院でも、保護者の求めに応じて出すことがある。ただし必須とは言えないところが多いということでございます。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 西川委員のも興味ありますから、ぜひまた教えていただきたいと思います。

私からは、石田先生にお伺いしたいんですけど、先ほど愛着というところに特化したフォローアップやおっしゃっておられました。これ、他市は愛着というところはされてないのかどうか。私、聞いたことがあるんですけど、愛着、してますよというて。だから、うちだけが愛着やというて言うてしもうたら、怒られませんか。それは分かりませんが、そこは先生、誇張して言わないで、現実を言うていただきたいんですけども、ここが大事なので、私は最終的には、今、いろんな療育のほうにつながった人が20%と6%ということについては、評価したいと思ってます。ですから、ここで愛着というところ、要するに母子保健の域ですから、ここは愛着は大事やと思います。これは自分も母親だったんで、この頃の関わりというのは、子どもにやっぱり常に安心感を持たせていくということは大事なので、それは経験上分かりますけれども、この愛着ということに対して、うちは、うちの葛城市は本当

に特別なことをしてるんだということを、それによって、本来そういった民間の療育に頼らなくてもいいんだということを、どこかで明確にあるのかなというのを私は探し求めているんですね。それと、私、この点が愛着ということに対して、もう一回先生に説明をたっぷりいただきたいというのと、それからもう1点は、前回も先生は、私、国、厚生労働省からのいろいろな指針、ガイドライン、これはガイドライン、指針であって、法律ではないとおっしゃった。その辺りの見解、守るべき基準というのはどこまであるのかというのを説明をいただきたいと思います。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 ご質問ありがとうございます。こ若の石田です。

まず、愛着といいますと全ていろんなことを含みますから、愛着を中心に我々はそういうフォローアップ教室をしてるということですね。どうしてもいわゆるSSTとかソーシャルスキルトレーニングとか、そちらのほうに行ってしまうがちなんですけれども、小さければ小さいほど、母子関係というものを基盤にして育てるべきだと。子どもが望んでいるのは母子関係だからです。訓練されることよりも、しっかりとお母さんに愛されたいということを望んでいるわけですから、そのときに訓練することは逆にマイナスになりはしないかという思いがあります。お母さんも、診断を受けることによって、自分の子が自分の子でないようなというふうに思われてしまう方もおられるので、早い診断というのはできるだけ避けて、お母さんが子どもをしっかりホールド、抱えることができるように、我々はしっかり母子を支援していく、それが愛着ということであります。ですから、ほかのところでもそういうことをやってはおられると思いますが、先ほども申しましたように、愛着というのは精神分析用語でありまして、医療では反応性愛着障がいと言いますけれども、きちとした母子関係の中をトレーニングされた人間が何人もおりますので、そこをしっかりと母子関係を目指したソーシャルスキルトレーニングではなくて、そういうところをまず小さいうちはやってみましょうと。そして、次の段階、かがやきに入りましたら、少し大きくなってますので、少し訓練的な要素も入れながら、母子関係をベースにしてしっかりやってみましょうと。母子関係というのは母がいて子がいて初めて成り立つものです。子どもにだけ何か訓練をしていいというものではありません。お母さんにもしっかりと子どもを大好きになってもらう、子どものほうもそういうお母さんを大事になってもらうという関係性を中心にして、しっかりと我々はその視点をずらさずに、子どもを支援していくんだという意味を履行しているという意味でございます。

それから、法律の件でございますけれども、確かに厚労省は早期支援、早期療育を言っておりますけれども、それは法律下に明文化されていない通達、全て通達で来てるわけです。通達ですから、それは、できるところ、できないところは当然あるでしょうという意味です。我々としては、その最大限の通達を生かすようにはしますけれども、その中でいかに我々がその通達を地域で履行するかというのは、その地域の能力と力によるものです。ですから、我々は、通達以上に子どもたちをしっかりと見る目があって、子どもたちを母子関係の中で支援していくという能力があると理解すれば、その通達を超えて、決して我々は障がいのある

子を放っておくとは言っておりません。障がいのある子はきちっと障がいの診断を受けて、根拠を持って支援していくということであります。ですので、当然、母子関係の問題も、障がいがある子であったとしても愛着が一番大事になってきますので、そこは視点に入れています。ということですので、決して法律を無視してるとか通達を無視してるんじゃないくて、それをどれだけきっちりと履行するか、それが行政、地域行政の能力だと考えておりますので、それを履行する能力を我々は持っているというふうに理解してるというふうにご理解いただければと思います。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 また、しっかりと先生のおっしゃっている、国のガイドラインというのは、法律上発達障害者支援法というものをベースに考えられてるんだと私は思ってるので、早期発見、早期療育という今回の見出しというのがすごく私の目には入るわけですね。ですから、そこを、もちろん目指しておられると思いますけれども、今、先生が10歳というターニングポイントについて、こだわっていらっしゃる部分が、早期発見、早期療育というフレーズと、どこまで合致するのかなというのは、我々素人としても気になる場所でしたので、改めて、厚生労働省のガイドラインというものに対しての考え方というのをお聞きしたわけですが……。先生、何かご意見があるんやったらもう一回言うていただいて。いや、手挙げてはったから。

（「何か聞かれたんかなと思ったので、お答えしないといけないと思って」の声あり）

川村委員 いや、ここに尽きますのでね。だから、これの守るべき基準というものをしっかり守られているのかというところら辺は、これから私らも見ていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

杉本委員長 ほかにございませんか。

なかったら、ちょっと僕から1個だけ。その、ほかを追随させないかがやきキッズときらりキッズなんですけど、学校へ行ったら通常教室に行かれる子供が多いのは今回分かったんですけども、やっぱり全員が全員という思いでやられてるのは分かるんですけども、このきらりキッズ、かがやきキッズって、週1回ですね。これ、1回と決めてる理由は、どの基準なんですかね。

石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 我々が、きらりキッズ、かがやきキッズで担当している子は、週1回の範囲で十分に適応できる子どもたち、つまり、そういう可能性がある、いわゆるグレーの子たちということで、要するに白ですよ、グレーというのは白ですので、発達障がいの部類には入らないんだけど、そういう少し手当てが必要な、そういう子たちの手当てすることによって、障がい児学級に入らなくてよくなるよねって、追いつくよねっていう子たちに対してやっているものですから。ですから、それ以上の子どもさんに関しては、療育に案内しているということです。

杉本委員長 なるほど。回数を増やすことはない。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 今のところ必要がないという、今のところ十分子どもたちが成長しておりますので、これ以上やってしまうと、本当に療育になってしま

って、民間の方々との療育教室に重なってしまう部分があるかと思いますが、それは行政としては避けるべきかなというふうな思いもあります。

杉本委員長 なるほど。

ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、(3) こども・若者サポートセンターに属する事項については以上といたします。

次に、(4) 葛城市社会福祉協議会に関する事項についてを議題といたします。

本件では、令和6年3月定例会におきまして附帯決議を行いました葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況の報告について、理事者より報告をいただいております。なお、前回同様、委員会での説明いただくのは主に指定管理の部分とさせていただきますので、委員の皆様にはご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、理事者より説明願います。

能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告ということで、福祉総合ステーションの施設利用者数並びに事業収入等について、現在までの状況を数値でご報告させていただきたいと思います。

お手元の葛城市社会福祉協議会事業報告の資料をご覧くださいと思います。

こちらに福祉総合ステーション指定管理事業関係の実績を示しております。それぞれ令和5年度の月別の実績と令和6年度の月別の実績を示したものとなっております。前年度の比較ということで、それぞれ年度の4月分から翌3月分までの12か月分をご説明させていただきます。

各施設利用者数一覧表から、12か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値、合計（前年度比）をご覧ください。

全体の入館者数でございますが、令和5年度9万7,916人に対し、令和6年度は10万8,269人となっており、10.6%の増となっております。

次に、プールの利用者数でございますが、令和5年度3万556人に対し、令和6年度は3万6,482人となっており、19.4%の増となっております。

次に、お風呂の利用者数でございますが、令和5年度3万7,654人に対し、令和6年度は4万3,562人となっており、15.7%の増となっております。

次に、パターゴルフの利用者数でございますが、令和5年度298人に対し、令和6年度は382人となっており、28.2%の増となっております。

次に、卓球の利用者数でございますが、令和5年度5,365人に対して令和6年度は7,301人となっており、36.1%の増となっております。

次に、カラオケの利用者数でございますが、令和5年度161人に対し、令和6年度は317人になっており、96.9%の増となっております。

続きまして、各指定管理者事業関係収入一覧表から12か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値、合計（前年度比）をご覧ください。各施設利用料収入ということで、これは主にお風呂、プール等の施設利用料となりますが、令和5年度1,248万3,420円に対し、令和6年度は1,541万8,510円となっており、23.5%の増となっております。

次に、各教室利用料収入ということで、これは主に水泳教室の利用料となりますが、令和5年度は1,110万5,300円に対し、令和6年度は1,309万3,370円となっており、17.9%の増となっております。

次に、食堂収入ですが、令和5年度1,558万4,648円に対し、令和6年度1,931万1,220円となっており、23.9%の増となっております。

次に、その他ということで、これは自動販売機の売上げ、職員駐車場代等となりますが、令和5年度167万3,626円に対し、令和6年度は112万7,483円となっておりますが、これは従前にもご説明させていただいておりますが、令和5年度の8月分に入場者の傷害保険料精算金、コロナで入館者が少なかったための返戻金69万8,421円が含まれているためでして、こちらを除きますと、令和5年度は97万5,205円となり、15.66%の増となっております。

12か月分の収入合計といたしまして、令和5年度合計4,084万6,994円に対し、令和6年度合計4,895万583円となっており、19.8%の増となっております。今回の事業報告において、福祉総合ステーション指定管理事業における全ての項目で前年に上回っており、順調に運営されているものと考えております。

次に、福祉総合ステーション、市内、市外の方の利用者数ですが、これはプールと風呂において集計が取れておりますので、ご報告させていただきます。

まず、プールの利用者数ですが、令和5年度につきましては、全体で3万556人のうち、市内2万917人、市外9,639人となっており、割合としましては市内68%、市外32%となっております。令和6年度につきましては、全体で3万6,482人のうち、市内2万3,770人、市外1万2,712人となっており、割合としましては市内65%、市外35%となっております。令和6年度は市内、市外の方ともに利用者数が増えております。

続いてお風呂の利用者数ですが、令和5年度につきましては、全体で3万7,654人のうち、市内2万3,490人、市外1万4,164人となっており、割合としましては、市内62%、市外38%となっております。令和6年度につきましては4万3,562人のうち、市内2万3,128人、市外2万434人となっており、割合としましては市内58%、市外47%となっております。令和6年度は市外の方の利用者数が増えております。

以上でご説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

杉本委員長 ただいまご説明いただきましたが、何か質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 順調に売上げのほうも伸びてるなあというところで評価したいなと思うんですけど、特にお風呂なんですけど、市外の方が2万434人で、急に結構伸びてるんです。何回か、旗のデザインとかも結構いろいろ工夫をされて、何かこう入りやすいなあというイメージに、あそ

こに行かしてもらおうときに思うんですけど、何かそれが要因なんか、どういう効果で伸びてるのかというところを分析されましたか。何か結構伸びているんですよ、市外のお風呂の。その辺、何か分析されてることがあれば、教えていただけたらと思います。

杉本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課、能海でございます。ただいまの委員のご質問についてお答えします。

SNSの利用等について、積極的に活用しており、SNSのフォロワー数、インスタグラム、フェイスブックともに、5年度から6年度の数において増加しておりますので、そちらのほうが関係市民、市外の方に浸透しまして、ゆうあいステーションのよさというのが広まっているものと考えております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 そうなんですね。SNS効果というところが、今、分析をされてるところですね。

これ、SNSというたら高齢の方もフェイスブックとかはやられてると思うんですけど、この市外の方、もちろん市内の方は、ここについては別に高齢、関係ないんですけど、どちらかというとうゆうあいステーションっていったら、年齢が高い方が行かれるイメージがあります、お風呂の利用されているのは。ただ、その中で市外の方というのも、結構その年齢層、幅広く来られてるのかなあというところ、そこまで分析はないですか。ちょっと教えていただけたらと思います。

杉本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課、能海でございます。

ただいま資料を持ってきておりませんので、そのような統計なり、数を拾えてるかどうかというのは後ほどまた確認したいと思います。

(発言する者あり)

能海社会福祉課長 調べさせていただいてご報告します。

杉本委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 お風呂の料金は市内と市外、分かれとったと思うんですけど、これは、市内の方は市内料金で、市外の方は市外料金で、ちゃんとそういう支払いとかはできてるんですか。

杉本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 利用料金につきましては市内、市外同料金となっておりますが、ただカウントする際に、発券機のところが市内と市外と分けておりますので、それで発券されたところの数を拾っているところはございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 昔のままで、ごめんなさい。

杉本委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 先般の理事会でたしか説明があったと思う。その辺は聞かれてないんですかね。お風呂の増加のところ理由の1つ、数値的なところは分らんけども、という前置きはあったんです

けども、二上山に登る方が利用しているという説明をあの時いただいてるんですけど、その辺の報告は、聞いていらっしやらないんですかね。やっぱりその辺、せつかくやから、こっちから職員さんを派遣してるんですから、その辺の情報交換というか、共有した上でここで説明していただきたいと思いますので、それをお願いしておきます。

杉本委員長 全部が相乗してということですかね。

ほかにございませんか。

中で、僕から1個だけ。前も僕、言ったと思うんですけども、この表を見たら、そら上がってますよ。もともと大前提は、コロナ前に戻すというお話があって、その比率がなかったら、今、どの立ち位置、何丁目にいてるのか分からへんと僕は前、言ったはずなので、次回あたりは、前と比べたら、そら上がるでしょう。だって、こうなってるときのやつやからね。じゃなくて、あくまで目標はコロナ前に戻すというお話やったと思うので、その比較を次は一旦出してもらえるようお願いしておきます。

それでは、これで（４）葛城市社会福祉協議会に関する事項については以上といたします。

最後に、（５）おひさま堆肥事業に関する事業についてを議題といたします。

本件につきましては、令和7年3月定例会の予算特別委員会におきまして、その移設工事に関して、委員より指摘があり、予算特別委員会を一時休憩し、急遽厚生文教常任委員会を開催いたしました。そして、理事者から説明を求めることになり、その後、市民の方から意見などが議員の耳に入っていることもあり、その進捗状況等について、理事者よりご報告願います。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いをいたします。堆肥場の移転につきましの進捗状況についてご説明をさせていただきます。

さきの3月議会におきまして、堆肥場の移転の予算を可決していただき、その後、現在工事に着手をしております。今回資料といたしまして、現時点での現場写真を提出をさせていただいております。それとあと、今回の移転に当たりまして、各方面への配慮が足りず、混乱を招いておりますこと、この場をお借りしておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

杉本委員長 ただいま説明がございましたけれども、何か質疑等はございませんか。

西川委員。

西川委員 これ、3月の定例会で予算のほうでも審議させていただいて、今、その配慮が足りずというところで、調査関係になっているんですかね。その辺がちょっと何かというの具体的に、配慮が足りずで調査案件になるのか、例えば、委員会でやるということは結構大きいことなので、これ、何か附帯か何かついてたということはあるのかという確認をさせていただきたいのと、その辺を、どういう理由で今ここに上がってきてるかというのを、もうちょっと教えていただきたいなと思います。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今回委員会で取り上げさせていただいた経緯ですけれども、議会のほうにそういうふうなお話がありました。その中で、委員長ともお話をさせていただく中で、今回そういうふうな委員会でということで取上げをしていただきました。それが経緯でございます。

あと、3月議会におきましての予算につきましては、附帯等の条件は付されてはおりません。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 工事自体は、今、迷惑をかけずにやられてるという認識でいいのか。近隣の方に迷惑になってるとか、その辺のことをお聞かせ願いたいのと、調査案件でここ、委員会に出てくることだったら、僕は、今回やったら附帯でも、西の山の辺の道、僕は附帯を出させていただいております。その中で約束事をしてなくて、ここに、今、勝手に工事をされてんのかというところが気になって、これだけ見たら、工事の進捗状況かなと思ってるので、せやから、それが僕の中で、何でなんかなというところがあったので、聞かせていただいたんですけど、その辺、工事は順調に、ほかから何か例えば、やっぱり工事をするのはいろいろと近隣に迷惑がかかることですので、そういうところがあるのかどうか。これ、予算できっちりと皆議決して、反対もなしに議決をしたと。附帯もなしに議決をされたというふうに認識をしていますので、その辺の特別な理由があるのかということが、まずすごく気になっておるんですけど、ほんで、工事に対してクレームとか、やっぱりそれはきっちり対処せんあきませんよ、それが今あるのかどうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 委員おっしゃっていただいたとおり、今、工事を進めておるわけですけども、その工事に対してのクレーム、その工事をやることに対してのクレーム等はございません。

(「ちょっとよろしいか」の声あり)

杉本委員長 よろしくないです、委員会なので。

(発言する者あり)

杉本委員長 暫時休憩。

休 憩 午後3時00分

再 開 午後3時48分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 僕の質疑の途中で休憩を挟んでしまったので、何でこの委員会にそもそもこう上がってきたのかなというところで、いろいろと休憩中に事情を聞きました。ほんで、僕はもう工事の進捗と何か問題があったかなというところで思っていたので、大体事情は分かったところでございます。でも、これ、3月の議会で1度議決をして予算を執行した案件でございまして、やはりボタンの掛け違いをしてしまってるんじゃないかなと。議会としてはもちろん議決を

したので、附帯もなく議決をしたので、執行していくべきやというところを思っていたんですけども、1回、市のほう、理事者のほうがどういうふうに考えておられるかということと、どう対応を今されていくかということをお聞かせ願いますでしょうか。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの西川委員さんの件についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回のこの件に関しまして、当該平岡地区の皆さんには大変ご迷惑、またご心配等をおかけいたしましたことを、まずおわびを申し上げたいというふうに思うわけでございます。

そして、今後の対応ということでございますけれども、後刻ではありますけれども、当該平岡地区の皆さんと、私ども説明に上がりまして、これまでの経緯等々も含めまして、丁寧に説明をさせていただいて、対応させていただきたいなというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。以上でございます。

杉本委員長 よろしいですか。

(「お願いしておきます」の声あり)

杉本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私個人としては、あれだけの議論を、私なりには執行部のほうにもお願いをして、ちゃんとしてほしいと、近隣のところにもということもお願いしておきながらこうなった。しかし、するということなので、それはもうそれでいいです。

私は、ほんまにあのときにもう一回、議論というか、やらなあかんということは事実だったかどうかと思いますけども、もう少し議会の中でも我々も含んで議論しましょうよと言うといたにもかかわらず、先行して工事が進んでいる。先ほどあったように、議決してんから、工事を進めやなあかん、これもそうではありますけども、議論不足であるということも指摘しておいてんから、議論をして進めていくことについては、私はこれのみならず、ほかもこれからやってもらいたい。そうでないと、全てが附帯をつけやんなんという議会であつても情けないと思いますので、お願いしておきたいと思います。

それで、ここまで来てますから、確認しておきたいことがございます。

まず、法律の問題ですけども、多目的広場の条例がございます。この条例には、これこれを建てるができるというふうになってるけども、まずこの条例そのものについて、今こうやって公表されているけども、大丈夫であるのかということを確認しておきたいと思います。

多目的ホールの目的というものも、そのときにあるわけで、私は、一旦振り返ってくれということを申し上げたつもりでございますので、その条例そのものに、それでいいのか、反してんのかというのを、見る限り私は合致してないと思ってます。ここのところの確認をしておきたいのと、もう一つは、先ほどから今日来ていただいている方の考え方と違って、堆肥事業ということについては、今後ごみの減量化等も含めて、進めていかなければならないと

いうことは私のほうからもお願いをしておきたいところでございます。この堆肥化事業をする、置場をする、おひさまのこれをするのに、いわゆるこういう類いの事業をしようと思うと、公園法というのがありますやんか。多分、公園法、自然公園法、これには該当しないと思うんですけど、都市公園法に抵触等はないのか、我々の議会で審議していかなければならないわけなので、その抵触がないのか、いわゆる条例と公園法、このまま進めていいのかということについて、ご答弁を求めたいと思います。

杉本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、まず、1点目の多目的広場の条例に関してです。今、堆肥場ということで、一部多目的広場を堆肥場にとすることで工事を進めてるところなんですけども、実は一部バーベキューの施設、隣の土地のほうで残っていますし、条例については、今後それも併せて検討をしているところですので、そのまま、その条文等をまた確認をさせていただきながら、しているところです。

公園法につきましては、今まででも多目的広場ということでやっておりましたので、堆肥場でも問題ないと考えているんですけども、再度その辺も確認をさせていただきながら、進めたいと思います。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そこなんですよね。だから、議論をしようしようと言っているんですよね。今の答えだと、それ確認します、確認したいと思いますと答えてくれたらどうなるか分からないという答えを流しているわけじゃないですか。そうでしょう。いや、もう私も最終段階で、今、委員長に言うても、最終のここまで来てんねんからね。最終の確認だけ、議会としてチェック機能を働かせなあかんから、それだけさせてくださいねということでさせてもらってるわけです。条例に基づいて、多目的広場というのは、前にも条例の見直しとかいろいろ議論がほかの部分で出ましたけど、多目的広場の条例、建設できる種類は次のとおりとする。屋外調理施設等、また火を炊く炉、野外炉とか駐車場と決まってあって、これを精査させていただきますとって、これで行けんねやと言うてくれはったらそんでいいんですけど、変更が必要であるならばそれもせなあかんし、変更せんと工事に入っているのかという問題も出てくるじゃないですか。ここのところ、きちっともうはよ終わりたいのに、はよ終わりたいし、我々はその役割があるじゃないですか。公園法、これは自然公園法には引っかからないと思います。當麻のクリーンセンター等は国定公園に引っかかりましたけども、ここは自然公園法には大丈夫やと思いますけど、都市公園法、都市公園法は私なりに調べてみると、落ち葉等もあるので、そういうのを堆肥化するコンポストというんか、ああいうのは大丈夫だと思うんやけども、こういう事業としてこれ、ほんまにええのんかどうか。吉田課長、ちょっと調べます、こんな場、ここへ来て調べますという、こんなんでもいいんですか。調べてあかんかったら、ほんならどないするんですか、これ。

杉本委員長 西川部長、さっきの答弁は、ちょっとさすがに藤井本さんが言うとおおり、いただけへんですわ。もう一回。今から調べてやっていきますって、そんな工事の仕方、ないんでしょう。

明確に、今の答弁やったら、なんやったら出来上がった後に調べますみたいな勢いやったから。

暫時休憩、どうですか。

暫時休憩します。

休 憩 午後3時56分

再 開 午後3時59分

杉本委員長 会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしくお願いします。

先ほどの藤井本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目のあの部分は都市公園に含まれているのかということですが、実際都市公園につきましては、公園の入り口から上の部分は都市公園でありまして、今の多目的については、都市公園に含まれてないということでございます。

2点目の条例の改正なんですけれども、今の多目的を全てなくなるということではなしに、一部を用途変更するということですので、完成した段階で条例の改正をする予定をしております。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 正直、この条例に関しては3月のとき、私も気づいていませんでした。この間に条例のことで、誰にも何も言わんと言ってるのと違って、部のほうに行って条例の話をしましたよね、見せてくださいということで。私はやっぱり議員としての、これだけは議員活動として何も言わんとすんのと違って、言って。でも、これ、造ってから、一部条例を変えるというんでしょう、今の話だったら。やっぱりこういうことも、それは委員長からいうたら、先に私にも言うておいてということやけど、私は、言って、何も言わへねんからそれでいいと思ってますやんか。だからもうこれで締めようと思ったところ、これはもう出来上がってから条例を少し触るということなんですか。

杉本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今、質問いただいて、そういうふうな答弁をさせていただいたのではなしに、今回予算を上げる段階で、法令担当課とは協議を進めております。実際それをする前にしたらいいのか、終わってからしたらいいのかということで協議をさせていただいた中で、完成からの条例改正ということになりましたので、そういうふうにさせていただいております。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 最初から答弁をそのようにしていただけたらよかったんですけど、もう3回目ですから、結構ですけども、気にしてたのは、だから公園法、多目的広場、門をくぐったところから公園法になる、該当すると。門の外やから公園法に該当しないと。それはそれで、そういうことやね。公園法であつたら、ちょっと難しいところがあったんです。ということは、もう答

弁は結構です、急に言い出したというご指摘もあったかわからないけども、これ、やっぱりどっかで言わんなんところであったので、今、申し上げたようなことも踏まえて、これから、地域の方との説明に行くということやけども、同じするからには、きちっとやっていただくようお願いいたします。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、おひさま堆肥事業に関する事項については以上といたします。

以上で本日の審査案件は全て終了いたしましたけれども、私から2点確認したいことがございます。

市内給食製造事業者の報道の件と、第1健民運動場の芝生の件、ちょっと問題になってると思うので、時間も時間なので、手短にお願いできますか。給食の件は今後に影響するのかどうかというところと、あと芝生の件は、原因とこれからどうしていくのかというところを分かってる範囲でお答え願いたいと思います。

油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長 給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

給食センターからは、給食米飯加工業者が書類送検された件についてご報告させていただきます。

先日、新聞報道がございましたが、学校給食米飯加工業者が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検されています。これを受けまして、市のほうで、現時点で確認させていただける事項と、3月議会にてご報告いたしました、以後の対応等についてご報告させていただきます。

まず、3月以降の状況といたしましては、当該事業者より改善報告を提出いただいています。内容としましては、安全対策として、既存の転落防止柵をより高いものに交換し、防犯カメラを作業状況をより把握しやすい位置に付け替えています。また、作業は必ず2人で行うなど、手順等の改善策を取られています。このことは、給食センター職員が工場を視察し、確認いたしました。

書類送検の件は、6月14日土曜日に新聞報道がございました。6月16日月曜日に、給食センターにおいても労働基準監督署と奈良地方検察庁に確認を取り、労働安全衛生法違反の疑いで、6月13日に検察庁へ書類送検されたことを確認いたしました。現在奈良地方検察庁で起訴になるか不起訴になるかの調査の段階でございます。学校給食につきましては、学校給食会へ確認した上で、通常どおり提供しています。学校給食会では、契約の継続について、検察庁の処分を受けて判断されるということでございます。

今後につきましては、本市といたしましては、いずれの状況においても、安心で安定的な学校給食の提供ができるよう、引き続き、関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

杉本委員長 1個ずつ行きますか。

この件に関して何かご質問ありますか。

坂本副委員長。

坂本副委員長 ちょっと確認させていただきたいんですけども、その業者さんと葛城市とは、今現在、取引状態であるのでしょうか。そこを確認させて……。

杉本委員長 油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長 今現在、こちらの業者さんとは学校給食の米飯とパンの納品を行っていただいております。

杉本委員長 坂本副委員長。

坂本副委員長 それは週何回とか……。

杉本委員長 ちょっとそれは、関係ありますか。

坂本副委員長 いや、いいです。取引があるということで、分かりました。

杉本委員長 契約業者さんなので。

ちょっと僕から。まとめじゃないですけども、今後給食に影響のある最悪の事態というの
も考慮しながら動いていくということをちゃんと考えてるというのは言うていただいてもよ
ろしいですか。考えていただいてると思いますけども、当たり前ことながら。その辺の危機
管理的なことも、一言お願いできますか。

油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長 給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

こちらのほうは、葛城市は米飯とパンの加工のほうをこちらの業者に委託しているわけ
ですけども、公益財団法人の学校給食会と業者の間の指定工場の契約を結んでいます。こち
らのほうが主の契約にはなってくるんですけども、米飯の炊飯の指定業者の契約が主となっ
てきます。契約の継続なども、学校給食会の判断によることになってきます。学校給食会で
は顧問弁護士と相談して処分決定後も対応していくと確認しておりまして、葛城市として
も調整をしながら、対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

杉本委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら第1健民運動場の芝生の件をお願いします。

西川課長。

西川体育振興課長 体育振興課、西川です。よろしくお願いいたします。

ただいまの杉本委員長よりの質問の新町公園第1健民運動場の天然芝の件につきまして、
ご説明させていただきます。

まず、生育の悪い原因につきましては、令和7年度4月頃からヨトウムシ、これはガなん
ですけども、主に植物の葉っぱを食べるものでございます。これが例年に比べまして多く
発生しまして、葉だけではなく、根まで食べ尽くしたということが原因となっております。
例年は葉だけの被害でございますので、一定の期間で芽が出てくるのでございますが、根が
なくなっているため、今回、芽が出ると予想していた場所から芽が出なかったということで、
また、気温が、5月が今年は低温の日が続いたことによりまして、全体的な生育が遅れたと

いうことも要因だと考えております。

現在、芝の養生期間につきましては、3月1日から6月30日と8月1日から9月30日の期間、設けておりますが、この養生期間でありましても、県などの大会におきましては特例で使用を認めております。このことで、令和7年度におきましても同様に、5月、6月に行われましたサッカー及びグラウンドゴルフの大会に貸付けを行っております。その結果、このような状態にもかかわらず、養生に係る作業が中断しておりまして、より一層芝の状態を悪化させたことは否めないかと考えております。

現在、この状況を踏まえまして、6月から7月に予定されておりました大会におきましては、使用を見送ってもらうように調整をさせていただきました。現状の対策でございますが、現在生育のよい、ピッチ外の部分に生えている芝を生育の悪い場所へ植え替える補植作業というものを日々続けております。また、それにつきまして、より根づくように雨天時以外の日は、かん水を欠かさず行っておりまして、休館日もございますが、職員がローテーションで管理を続け、できるだけ元の状態に戻るよう作業を続けているところでございます。

今後ではございますが、ヨトウムシ対策としましては殺虫剤で散布をしておるんですけども、大会等、先ほど言ったものが入って、適切な時期に散布ができなかった、こういった反省を生かしまして、貸出しにつきましては制限をするということで、適宜に行うようにしていきたいと、改善をしていきたいと考えております。また、芝の養生期間の貸出しにつきましても、現在のような芝の状態を勘案しながら、利用制限をするなど、今後の運営のほうを変えていきたいと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 ただいま説明がございましたが、何か質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 芝は僕も見させていただいたんです。先日高校のインターハイの決勝がありまして、やっぱり、ちょっと悪いなということは聞いてたので、見てたんですが、本当に悪うなってますね。ヨトウムシですか。あれ、今、対策を、補植とか言うていただいていますけど、直るんかなあというのが分からないですよね。今、初めて聞いて、利用を制限させてもらおうと、そうしかないんか分かんですけど、何かやっぱり利用を制限するとかって、僕、結局市民とか、そこを使われる、あそこを今、利用料を取って、使用料を取って、使っていただけることになっているので、その辺が、使っていただけない状態になってるから、これ、ヨトウムシ、おっしゃってるんですけど、これ、今年度に限ってヨトウムシが大量発生したとおっしゃっていたんですけど、昨年度から市の職員さんでいろいろと一生懸命やっていたというところらしい、いいことですけど、これ、例えば委託をしていたら、このヨトウムシ、同じ結果になっていたのかというところというのは分かるんですか。今年に限ってこのヨトウムシというのが大量発生してということなんか、委託していたら防げたものなのかというところも含めて考えて、1回、検討してるのか、その辺を検証したんかというのを教えていただきたいなというのと、ここ、やっぱりスポーツゾーンで、何回もあれですけど、国体も控えて、サッカーをここで使うわけですよ。僕のほうも、協会のほうからも連絡があった

んです。やっぱりここを高校生のサッカーの聖地やと思ってると、ほんでそれを確立させたいとまで言われたんですよね。やっぱりここにそれだけ期待をしてる、この天然芝に関しては。サッカー専用グラウンドってないんです、天然芝のところというのは。大淀の平畑運動公園か、ここなんですよね。新町グラウンドなんです。御所のほうで、あれ、基本的にはラグビーなんですよね。だから、サッカー専用グラウンドっていうたらその2つなんですけど、やはりその歴史も考えたら、ここ、新庄の新町のグラウンドというのを、皆、この奈良県の高校サッカー選手とかは目指すところにあるんです。というか、したいとおっしゃっていたんです。せやから、その辺も含めて、やっぱりここって、奈良県のほかのところから見ても注目をされているところなんで、そこについては、しっかりと管理をしていたら、さっきのおっしゃったヨトウムシ、委託していたら防げたんか、職員さんで、今、一生懸命やられていますけど、やっぱりその辺が難しいところなのかというところの検証をされたのかというところを聞かせていただきたいと思います。

杉本委員長 西川課長。

西川体育振興課長 まず検証については、申し訳ございませんが現在ではできておりません。

ヨトウムシの大量発生につきましては、昨年度も同じ職員がやっております、昨年に比べてかなり多かったというのは率直な、これ、もちろん植物と動物でございますので、毎年毎年同じことが、タイミングも、ヨトウムシの発生の時期もずれてきますので、なかなか難しいところはございます。

今後、ヨトウムシだけでなく、ほかの生育につきましても、全般的に委員おっしゃるような、当然サッカーのグラウンド、県でも少なくございますし、また、国民スポーツ大会の会場にもうちは指定されておりますので、適切な管理ができるよう、今後こういった方法がいいのか、また内部で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 そこを検証してもらって、やっぱり国体もあるし、僕は市長にもずっとお願いしているスポーツゾーン、あそこは国体始まってずっと三十数年、いうたら施設に手を入れてないんですよ。そこに関しては、やっぱり国体に向けてしっかり手を入れていかなあかんと思うし、サブグラウンドも悪かったですね、見たら。そやから、これが、職員の頑張りだけでいいのか、やはりプロの委託に任せやなあかんのか、そのところもちんちんとしっかりと検証していただきたいなと僕は思うんです。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 本当にご心配をおかけいたしました。今現在非常にグラウンドの状況がよくないので、もうそれを使用すること自身を遠慮するほうがいいだろうという話をしておったところなんです。そして、実際にはその話をまずしなさいという作業をいたしました。その中でどうしてもやはり練習試合等で使いたいという場合は、使用していただけますけども、それ以外の場合は、できたらほかのグラウンドを探していただくというほうが望ましいというお話をさせていただいておるところなんです。

委員ご指摘のとおり、芝生の管理というのはプロの管理です。というのはもうそれだけで專業になる、農業と実は同じなんですけども、気候条件ですとか、虫の発生、病気の発生も全てにおいて対応できるというのがプロです。ですから、通常グラウンドの芝生の管理については、プロの方がもうほとんどの場合担当しているというのが実情でございます。ですので、かつて新町グラウンド、サブグラウンドにつきましては、プロではあるんですけども、造園業の方がされてた、芝生專業でない方がされてたということによって、芝生の管理上、やはり問題が発生してきたというので、一時考え方を整理したときがありました。ですので、その時にプロの方をアドバイザーとして入れての管理で持ち直したという事象なんです。

ですから、今回職員がやるということについては、いろんな議論があったんやろうと思いますが、私自身は、やはりこれはプロであるべきであるんじゃないかというのはもう当初から思っておりましたが、職員が頑張るということと、それと、これは年々、知識を蓄積するしかしょうがないんですよ。蓄積して、気候相手、生き物相手ですから、毎年初めてであるという条件を心の中にたたき込んで、芝生の状況を観察できる、対応できる能力を養っていくことしかありません。ですから、それがもしできないのであれば、当然のことながら、プロとしての管理が必要になるという分析をしておるところでございます。この議論というのはしばらく内部のほうで検討いたしますので、今年度から、またどのような形で管理していくのか。まずは、今、申し上げた対策を急いであるようにという話をしておりますけども、今後につきましては、その辺のことを整理しながら考えていきたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 市の職員さんがやろうが例えば委託されたプロがやろうが、市民さんが、今こうやって制限をかけることというのがやっぱりあかんと思うんです。そやから、きっちりどちらにしても芝生を、新町の芝生については本当にいつもきれいやなあと言われる、奈良県で誇れるような芝にしておいていただかなあかんあかん。それはせやから検討をしていただけると、職員でしょうが、どっちですか、またプロでやるか、その辺も含めて検討されるという市長のご答弁やったと思いますので、なんせ制限をかけてせんあかんあかん、いつもは使ってもらえんのに、制限をかけてやらんあかんあかんことにはやっぱりしてほしくないの、その辺をしっかりとお願いをしておきたいなと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 もう一度改めて確認だけしておきます。先ほどのお話で、6月、7月の使用を見送ってることですけども、8月の使用の申込みって、もう月が変わると申込みが始まるんですよ。それは可能なんですか。それともその申込みだけ受けて、その場で、これは許可するかどうかの判断をされるということなのか、そこだけ、確認だけお願いします。

杉本委員長 西川課長。

西川体育振興課長 ただいまの奥本委員様のご質問ですけれども、先ほど市長も申したとおり、現状でも、使うのがもう、使ってもいいという、もちろんけがも伴いますので、サッカーですので、主にサッカーなんですけれども、使うということでありましたら断れない、事前から、もう1年前から、先ほど説明した中で、養生期間といって基本的には原則貸してない時期なんです。しかしながら、8月も大きな大会については、やはりする場所がないということで、事前に仮予約ということでさせてもらっておりますので、その状態のピッチの状態を見て、それでも使うとおっしゃる場合は貸出しはさせていただきます。

以上でございます。

杉本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、この件はこの程度にとどめたいと思います。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

杉本委員長 ほかにございませんか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、お疲れさまでした。かなり長時間になりましたけれども、重要案件が多いので、今回は時間配分を気にせずやらせていただきましたけれども、引き続き協議会もでございますので、力の続く限りよろしくお願いいたします。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後4時28分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 杉本 訓規